パブリックコメント用

# 第5次芦屋町総合振興計画

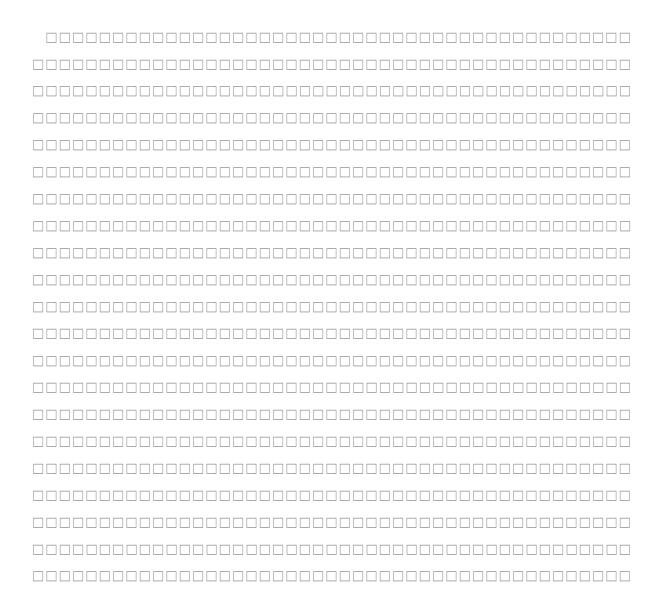
# 後期基本計画(素案)

平成 28 年●月



## 「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」をめざして

#### 町長あいさつ文掲載



# 芦犀町長 波多野 茂丸

# — 目 次 —

序	章 後	期基本計画について	
	第1節	後期基本計画策定の趣旨 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	1
	第2節	後期基本計画の策定にあたって	2
	第3節	後期基本計画の体系 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	3
	第4節	後期基本計画のまとめ方	5
第	1章 住	民とともに進めるまちづくり	
	第1節	地域づくり ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	6
第	-	全で安心して暮らせるまち	
	第1節	安全・安心	9
第		どもがのびのびと育つまち	
		子育て支援 ・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	
	第2節	幼児教育・学校教育・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	15
第	-	きいきと暮らせる笑顔のまち	
		社会福祉 ······ ]	
	第2節		
	第3節	医療	23
第	5章 活	力ある産業を育むまち	
	第1節		
	第2節	水産業	
	第3節		
	第4節	観 光	31
第	6 章 環	境にやさしく、快適なまち	
	第1節		
	第2節		
	第3節		
	第4節	道路・交通・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・	43
	第5節	上水道·下水道 ······ · · · · · · · · · · · · · · ·	46

# 第7章 心豊かな人が育つまち

	第	1節	生涯学	習	• •	• • • •	• • • •	• • • •	• • • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	• •	48
	第	2節	人 権		• • • •	• • • •	• • • •	• • • •		• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	• •	51
	第	3 節	歴史・	文化		• • • •	• • • •	• • • •		• • •	• • •		• • •	• • •	• • •	• • •	• • •		• •	53
	第	4節	国際交	流	• •	• • • •	• • • •	• • • •		• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	• •	55
計	画の	実現	<b>に向け</b> ・	7	• • • •	• • • • •	•••	••••	•••	•••	• • •	•••	•••	• • •	• • • •	• • •	•••	• • •	••	57
資	料	編																		
	1	第5	次芦屋	町総合	合振興	具計画	基本	<b> </b>	想の	概要	Ę	•	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •		• •	60
	2	第5	次芦屋	町総合	子振興	画信却	可・後	後期2	基本	計画	可策:	定約	圣過		• •	• • •	• • •		• •	66
	3	芦屋	町総合技	<b>辰興</b> 言	十画審	<b>F議</b> 会	条例	削	• •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • •	• • • •	• •	69
	4	芦屋	町総合技	振興言	十画審	¥議会	委員	<b></b>									• • •			71





# 序章 後期基本計画について

#### 第1節 後期基本計画策定の趣旨

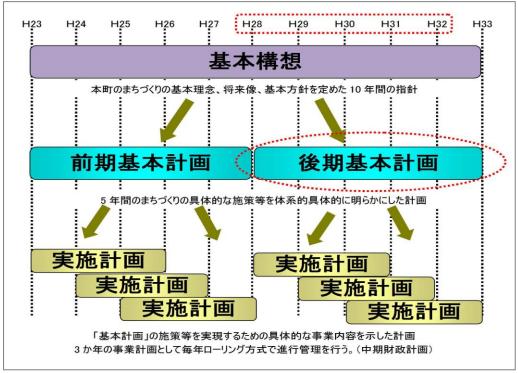
本町では、平成23年3月に、町政において最も上位に位置づけられる総合的な計画として、「第5次芦屋町総合振興計画」を策定しました。

本総合計画の基本構想において「**魅力を活かし** みんなでつくる 元気なあしや」を町の将来像として掲げました。そのうえで、この将来像を実現するために、平成 23 年度から 5 か年を計画期間とする前期基本計画を策定し、さまざまな施策を展開してきました。

この前期基本計画が平成 27 年度をもって終了することから、前期基本計画策定時からの社会 経済環境の変化や各施策の進捗状況を踏まえ、平成 28 年度から 32 年度までの 5 年間の後期基本 計画を策定します。

この後期基本計画に基づき、将来像の実現に向け、計画的に取り組みを推進していきます。





#### ◆基本構想

10年後の町の将来像や、将来像を実現するために町が行う取り組み目標やそれを実現するために行う取り組みを、分野ごとに定めたものです。10年間の基本的な方針を示したものです。

#### ◆基本計画

基本構想を実現するために、それぞれの分野ごとに行う主な取り組みを定めたものです。それぞれ達成目標を定め、社会情勢の変化に対応できるように、5年単位として、前期と後期で構成されています。

#### ◆実施計画

基本計画に定めた取り組みを実現するための、より具体的な事業を示すものです。予算や達成目標を細かく定め、 計画的に事業を行うためにつくる行政内部の計画です。期間は3年間とし毎年見直しを行っています。

# 第2節 後期基本計画の策定にあたって

後期基本計画は、以下の諸方針にしたがって、策定を行いました。そして、これらの策定方針を 実現するために、策定期間中にさまざまな取り組みを行いました。

#### 後期基本計画策定方針

- ◆住民のみなさんとの協働による計画づくりをめざすため、できるだけ多く の方に関わっていただき、多くの意見を反映できるものとする。
- ◆これまでの5年間の取り組みを評価し、現状と課題をしっかりと見直す。
- ◆課題解決のため、今後の5年間でやるべきこと、やらなければいけないことを定め、「実行する計画」とする。
- ◆「地方創生」をめざし、芦屋町の魅力を伸ばす取り組みを反映する。



#### 後期基本計画策定方針実現のための取り組み

- ●若年層職員による人口対策の検討
- ●住民意識調査(コミュニティ活動状況調査)
- ●職員意識調査(職員アンケート)
- ●中学生アンケート
- ●職員プロジェクト
- ●住民ワークショップ
- ●関係団体との意見交換
- ●審議会(各種団体の代表など)
- ●パブリックコメント

# 後期基本計画の体系

まちの将来像を実現するため、 7つの基本目標を掲げ施策の展開を図ります。

一級人なでつくない。

元気なあしや



#### 計画の実現に向けて

- ●健全で持続可能な行財政運営を行います
- ●柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします

#### 主要施策

- (1) 住民との協働
- (2) 地域コミュニティの推進 (3) ボランティア活動などの支援
- (1) 防災対策の充実
- (2)消防の充実
- (3) 防犯対策
- (4)交通安全対策

- (1)子育て支援の充実
- (1) 学力の向上 (2) 豊かな心・健やかな体の育成
- (3)特別支援教育の推進 (4)学校施設・教育環境の充実

- (1) 高齢者福祉の充実
- (2) 障がい者福祉の充実 (3) 地域福祉の推進
- (1)健康づくりの推進
- (2) 国民健康保険事業
- (1) 地域医療の充実
- (1) 担い手の育成支援
- (2) 農地の有効利用と農業基盤整備
- (1)漁業経営の安定化
- (2) 漁港基盤の整備
- (1) 商工業の振興
- (1) 観光資源の整備と活用 (2) 地域資源を活かした観光の推進
- (1) 環境の保全と美化
- (2)循環型社会の推進
- (1) 身近な公園の充実
- (2) 緑地の保全と育成
- (1) 地域特性を活かした土地利用 (2) 良好な住宅の形成

- (1) 道路の整備促進
- (2)公共交通機関の充実
- (1) 公共下水道の整備充実
- (1) 社会教育の推進
- (2) 生涯スポーツの充実
- (3) 社会体育施設の整備充実

(3)移住・定住施策の推進

- (1)人権の尊重
- (2)男女共同参画の推進
- (1) 文化財の保護と活用
- (2) 芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実
- (3) 文化・芸術活動の充実

(1) 国際交流の推進



●広域連携を推進します

# 第3節 後期基本計画のまとめ方

後期基本計画では、政策分野別・基本施策別の「現状と課題」、「基本方向」、「主要施策」、「主要施策を達成させるための数値目標」を明確にしています。特に、主要施策毎に主要な数値目標を定め、目標達成のためにPDCAサイクルの確立に取り組んでいきます。

それぞれの考え方は次のとおりです。

#### 現状と課題

基本構想で定めた「基本目標」について、本町の特徴や現在の状況を分析するとともに、前期 基本計画の達成状況を評価し、その課題を解決する手段や方法について示します。

#### 基本方向

現況と課題を踏まえ、後期基本計画期間内の基本的な方針を示します。

#### 主要施策

基本方向に基づく主な取り組みについて、その内容を具体的に示します。

#### 主要施策を達成させるための数値目標

具体的な施策での取り組みの達成度合いを「目標指標」として設定し、平成32年度の目標値を 示しています。

# 第1章 住民とともに進めるまちづくり

## 第1節 地域づくり

### 現状と課題

- 平成27年に実施された住民意識調査によると、「町の計画や取り組み」についての関心度については、「関心を持っている」が24.8%、「どちらかといえば持っている」が42.2%で、合計67.0%が『持っている』と回答しています。また、住民の意見をもっと反映するために力を入れるべきこととしては、「町の計画づくりの際に、住民の意見を聞く機会を増やす」が50.2%と最も多く、次いで「町と住民の情報の共有を積極的に進める」が37.0%で続いています。さらに住民の意見を集めるために力を入れるべきこととしては、「町職員が日常的に町に出て住民の声を聞く機会を増やす」(36.3%)、「アンケート調査を定期的に行う」(34.7%)が多くあげられています。
- これまで「協働のまちづくり」をテーマにさまざまな取り組みを進めてきましたが、今後も、 住民と行政がお互いの役割を分担し、あらゆる分野において連携や協力が必要です。
- 平成 20 年 4 月に施行した「芦屋町住民参画まちづくり条例」では、町の責務や住民が参画するための方法など基本的な事項を定め、これらを具体的に推進していくために「住民参画推進会議」を設置しています。平成 27 年度には、協働のまちづくりを推進するために重要な情報の共有からはじめようと、住民参画推進会議が中心となりとりまとめた、情報共有ガイドブック「あなたとまちをつなぐ本」を発行しました。今後は、より積極的な情報共有を推進するとともに、町と住民の行動計画をまとめていくことが必要です。
- 地域コミュニティの核となる自治区については、これまで加入促進に努めてきましたが、高齢化による自然減の影響もあり、加入率は低下傾向にあります。しかし近年は区長会による取り組みの成果もあり、下げ止まりの傾向もみられ、平成27年4月1日現在の自治区加入率は61.7%となっています。
- 協働のまちづくりの推進のためには、さらなる町職員の意識改革が必要です。行政と地域の連携を図るために平成26年度に「自治区担当職員制度」を設けました。

自治区毎のビジョンづくりを行うステップ4まで段階的に取り組むため、職員と自治区の方々が顔見知りになる目的のステップ1を26年度から2年間実施してきましたが、未実施の自治区もあるため今後は活動を全町的に推進していく必要があります。

- 協働のまちづくりの積極的な展開を図っていくため「自治区活性化促進会議」を設置し、行政 と住民とが連携したまちづくりの推進に向けた取り組みを行っています。また、各自治区では自 治区活性化交付金を活用した事業を通して地域コミュニティの醸成に努めています。
- 平成 22 年 3 月にボランティア活動センターを設置しました。センター利用は着実に増加し、 新規団体の設立についても増加傾向にありますが、ボランティアを求める人とやりたい人を結び つけるコーディネート機能や、ボランティア育成の取り組みは一部にとどまっています。今後は、 ボランティアを始めるきっかけづくりや、リーダーとなる人材の発掘・育成、社会福祉協議会・ 町各課との連携を充実させていくことが求められます。

情報の積極的な公表と町職員の意識改革に努め、ボランティア活動の支援などを通じ、あらゆる分野で協働のまちづくりを進めるとともに、暮らしやすい地域をつくるために「自治区担当職員制度」をさらに推進し、自治区の活性化を進めます。

# 主要施策

#### (1)住民との協働

- 1 町と住民による協働のまちづくりを推進するため、情報のわかりやすい提供とともに情報 共有を積極的に推進します。
- 2 住民参画まちづくり条例の推進を図るため、町と住民の行動計画策定を進めるとともに、 町職員の意識改革に努め、あらゆる分野で住民の参画を促進します。

#### (2)地域コミュニティの推進

- 1 自治区の活性化や加入率の向上のため、自治区活性化促進会議を活用した地域リーダーの育成や自治区活動の支援に取り組みます。
- 2 暮らしやすい地域づくりの実現や地域の課題を解決するため、出前町長室や出前講座などによる自治区と意見交換を進めます。
- 3 すべての町職員が地域の活動に参加し、住民による自主的な地域づくりのサポートを行う 自治区担当職員制度を推進します。

#### (3) ボランティア活動などの支援

- 1 ボランティア活動センターを中心に、まちづくりを支える人材の発掘や育成を行います。
- 2 社会福祉協議会などと連携し、ボランティア団体やボランティアが効果的に活動できるよう情報提供やコーディネートなどの支援を行います。
- 3 婦人会や老人クラブなど地域における各種団体への活動支援を行います。

施	七 抽	現場	犬値	目標値
策		基準年度	数值	(平成 32 年度)
1	[住民意識調査] 協働のまちづくり・情報共有に関する	平成 26 年度	46.5%	51.5%
	満足度の構成比			
2	自治区担当職員制度による自治区まち づくり計画策定区数	平成 26 年度	0 区	30 区
	自治区加入率	平成 26 年度	61.7%	64.0%
3	ボランティア登録団体数	平成 26 年度	52 団体	55 団体
	ボランティア登録人数	平成 26 年度	31 人	40 人

# 第2章 安全で安心して暮らせるまち

## 第1節 安全・安心

#### 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「地震や風水害などの防災対策」「犯罪などの防犯対策」「交通安全の推進」は重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化・見直し領域」に位置づけられています。「火事などの消防対策」は重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 同じく住民意識調査によると、自治区において今後必要と思われる活動としては、「防災に関する活動や取り組み」が 58.7%で最も多く、次いで「防犯に関する活動や取り組み」(53.3%)、「子どもを地域で守り育てる取り組み」(52.3%)が並んでいます。
- 防災対策については、あらかじめ被害の発生を想定したうえで、その被害を低減させていこうとする「減災」という考え方が重要です。
- 地域のきめ細かな防災体制づくりとして自治区を軸とした「自主防災組織」の設置を進め、現在 25 区が組織化されていますが、すべての自治区に設置していくことやそれぞれの地域特性に応じた組織の体制強化・内容充実が課題となっています。

また、防災マップ、ハザードマップなどは従来から全戸配布していますが、地域の実態に即した防災訓練の実施など災害発生時に活用できるような取り組みが必要です。

- 消防については、消防団員の入れ代わりがあるため、定数確保と訓練などによる資質の向上が 課題となっています。
- 防犯対策として、芦屋町自治防犯組合と折尾警察署が協働で夜間パトロールを実施しています。 また青色回転灯装備車(青パト)により毎週、小学校の登下校時間帯にパトロールを実施しています。 ます。
- 防犯街灯については、地域要望による新設とともに、灯具取替・移設による整備に併せてLE D化を進めていますが、今後は計画的な整備が必要となっています。また、犯罪の抑止効果を図 るため防犯カメラの設置を推進しています。

- 空家対策として、「老朽危険家屋等解体補助金」などを活用し、所有者に対して除却などを含めた適正管理を促しています。平成27年度には福岡県内初となる「芦屋町空家等対策計画」を 策定し、今後は空家状況の把握や空家活用の取り組みが必要となっています。
- 消費者相談は、年々増加傾向にあるとともに複雑化しています。しかし専属の相談員配置は遅れているため、早急な対応が必要となっています。
- 交通事故件数は郡内と比べ少なく減少傾向にありますが、交通安全対策は重要度が高い取り組みのため、今後とも交通安全の啓発活動に取り組んでいくとともに、交通安全施設の整備・充実や通学路の安全対策も必要となっています。

災害などから住民の生命や財産を守るため、防災組織の拡充や消防力の向上を進めていくとと もに、犯罪や悪徳商法などの被害防止、交通安全に対する啓発などを進め、安全で安心して暮ら せる取り組みを進めます。

## 主要施策

#### (1) 防災対策の充実

- 1 「芦屋町地域防災計画」について、定期的に見直しを行います。
- 2 災害など、地域住民で助け合う自主防災組織の充実・強化を図り、計画的に防災訓練を実施します。
- 3 災害発生時の対策として、防災資機材などの整備を推進します。
- 4 急傾斜地、河川、海岸などの危険個所を把握し、関係機関と連携しながら安全対策を進めていくとともに、山鹿地区の雨水排水対策を進めます。
- 5 「防災の日」や「全国火災予防運動」などの機会の利用、ハザードマップの周知などを通 じて、住民の意識啓発や防災知識の普及を図ります。
- 6 芦屋基地と連携した防災活動について協議を進めていきます。

#### (2)消防の充実

- 1 消防力向上のため、消防団員の確保に努めます。また後方支援の役割を担う女性防火・防災クラブの充実を図ります。
- 2 県消防学校への入校や訓練内容の充実により消防団員の資質の向上を図ります。
- 3 消防設備・備品の充足・整備を図ります。

#### (3) 防犯対策

- 1 広報や町ホームページを通じた啓発活動により、住民一人ひとりの防犯意識の高揚を図ります。
- 2 防犯パトロールや、登下校時の青色回転灯整備車(青パト)によるパトロールの強化など 自治防犯組合など各種団体との連携による地域ぐるみの防犯活動を推進します。
- 3 防犯街灯の充実やLED化を計画的に推進するとともに、防犯カメラの設置など防犯環境 の整備を推進します。
- 4 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の現況把握や空家バンク制度の確立など空家の 除却や有効活用を含む適正管理に努めていきます。
- 5 消費者保護を図るため、情報提供や啓発、出前講座の活用などによる消費者教室の実施などを進めるとともに、被害の多い高齢者などのため、地域や福祉ボランティアなどとの連携によるきめ細かな支援を推進します。
- 6 専属の消費者相談員の配置により相談がしやすい環境整備に努めます。

#### (4)交通安全対策

- 1 警察や交通安全協会と連携し、交通安全キャンペーンの実施や広報活動などによる啓発に取り組みます。
- 2 ガードレールや道路反射鏡などの交通安全施設の整備充実を図ります。
- 3 学校、地域での交通安全教室・講習会の開催や交通安全指導の充実を図ります。
- 4 通学路における児童・生徒の安全対策を図ります。

施	45 · 4番	現場	目標値	
策	指 標	基準年度	数值	(平成 32 年度)
1	防災訓練の実施回数	26 年度	4 回	30 回
1	自主防災組織数	26 年度	25 組織	30 組織
2	消防団員数	26 年度	85 人	88 人
3	町内での犯罪発生件数	26 年度	58 件	40 件
4	町内での交通事故(人身事故)発生件 数	26 年度	39 件	35 件

# 第3章 子どもがのびのびと育つまち

#### 第1節 子育で支援

#### 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「児童福祉、子育 て支援の充実」は重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられていま す。
- 芦屋町では、一人ひとりの子どもが健やかに成長していく社会をめざして、平成 27 年 3 月に 「芦屋町子ども・子育て支援事業計画」を策定しました。今後は、これに基づいて子育て世帯が 安心して暮らせるよう子ども・子育て支援施策の推進・充実を図っていきます。
- 平成 22 年 4 月に開設した子育て支援センター「たんぽぽ」では、親子の交流や育児相談の場として遠賀郡内でもトップクラスの利用者数で推移しています。平成 26 年 4 月からは隣接する緑ヶ丘保育所と一体として指定管理者制度を導入し、民間事業者のノウハウや保育所との連携による多様な子育て支援事業が展開されています。また山鹿地区で実施している「出前たんぽぽ」も好評です。今後は町の各種事業との連携が求められます。
- 安全で快適な保育環境を確保するため、計画的な保育所の改修を進めており、ほぼ完了しています。
- 子育て支援に対するニーズの多様化に伴い、妊娠期からさまざまな相談がワンストップ(\*1)でできる体制の整備や、ニーズに対応したサービスの充実を図っていくことが今後必要となっています。
- ひとり親家庭の増加や児童虐待、子育て家庭の孤立などの問題が発生しています。このために 安心して相談できる環境づくりに早急に取り組むことが必要です。
- 芦屋町に住んでいる乳幼児・子どもが医療機関で診療を受けた場合、保険適用の診療について、 通院は小学6年生まで、入院は中学3年生まで自己負担を助成しています。

#### \*1 ワンストップサービス

必要な情報や相談、サービスを一箇所で完結できるようにまとめた行政サービスのことです。ここでいうワンストップサービス は、妊娠期から子育て期におけるさまざまな相談を一箇所でできる仕組みをつくろうというものです。

子育て支援センターを拠点とした子育て家庭への支援や、ワンストップで相談できる体制の整備など、働きながら子育てしやすい環境づくりに取り組みます。

## 主要施策

#### (1) 子育て支援の充実

- 1 「子ども・子育て支援事業計画」に基づき、子ども・子育て支援施策の推進・充実を図ります。
- 2 子育てに関する相談業務のワンストップ化を推進し、妊娠期から子育て期にわたるさまざまなニーズに対して総合的な相談支援を行います。
- 3 子育て支援センター「たんぽぽ」を拠点として、各種事業との連携や効果的な情報発信、 子育てをしている家庭への支援を充実させ、安心して子育てができる環境をつくります。
- 4 保育所における延長・一時保育や放課後児童クラブなどについて、利用者ニーズに対応した充実に努めます。
- 5 乳幼児・子ども医療費助成制度については、子育ての経済的負担を軽減するため、町制度の 対象者拡大について検討を行います。
- 6 子育て世帯への支援のため、「出産祝金」制度を推進します。
- 7 子育て世帯への経済的負担を軽減するため、子育て世帯に対する「民間賃貸住宅家賃補助制度」 や、小・中・高校生などへの「バス通学等補助制度」を推進します。

施	指標	現	状値	目標値
策	19 15	基準年度	数値	(平成 32 年度)
	子育て支援センター利用者数	26 年度	9,000人	9,500人
1	出生率	24 年度	1. 67	1.73
	〔住民満足度調査〕 「子育て支援」に関する満足度の構成率	26 年度	62.8%	67.8%
	「丁月(又版」に関りる個足及の構成学			

# 第2節 幼児教育・学校教育

#### 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「学校教育と就学前の教育の充実」は重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 同じく住民意識調査によると、町の小中学生などに対する教育を向上するために力を入れるべきこととしては、「学校において、心の教育(道徳や生き方の指導)の充実を進める」が 67.4%と最も多く、次いで「家庭において、基本的な生活習慣(早寝、早起き、朝ごはんなど)の定着を進める」が 56.6%となっています。
- 将来を担う子どもたちが、たくましく、健やかに成長することができるよう、今後とも幼児期からの充実した教育環境の整備が求められます。
- 芦屋町の学校教育における学力の向上については、小学4年生までの35人学級や少人数学級、ジョイントカリキュラムによる小中連携、中学校のイブニングスタディなど教育力向上の取り組みを推進しています。また、豊かな心の育成などを図るため、学校・家庭・地域が連携して取り組む「さわやかプロジェクト」を実施していますが、PDCAサイクルによる事業の充実や質の向上を図っていく必要があります。
- スクールカウンセラーや心の教室相談員、不登校対策指導員の配置などにより、不登校児童・ 生徒の減少など成果が出ています。
- 「こども脱・ケータイ宣言」をきっかけとした情報教育の取り組みなどを推進していますが、 その理解度や周知は十分とはいえません。一方、情報通信技術(ICT)はさまざまな分野でプ ラスの効果をもたらしているのは事実です。今後はタブレットなどの整備やICT指導員の配置 によるICT教育の充実が必要となっています。
- 芦屋町の特別支援教育(すくすく発達相談事業、巡回相談事業、幼稚園・保育所(園)・小中学校や教育委員会、行政機関との連携・情報共有による早期発見・早期支援など)については、町外からの入学要望があるなど、全国でもトップクラスの水準であると評価されています。今後とも家庭や地域も含めた町全体で取り組んでいくことが求められます。
- 学校施設については、耐震化や外部改修は完了しましたが、児童・生徒が安全に安心して学校 生活を過ごせるよう内部の老朽化対策や空調設備の整備といった対策が急務となっています。

将来を担う子どもたちが、確かな学力や豊かな心を身に付けることができるよう、幼児期からの一貫した教育を進めるとともに、支援の必要な子どもたちには早期発見・早期対応といった適切な支援を行います。また、教育環境の充実のため、老朽化などに伴う学校施設の計画的な改修や整備を進めます。

#### 主要施策

#### (1) 学力の向上

- 1 小学校4年生までの35人学級制や、中学校3年生を対象とした放課後の特別授業(イブニングスタデイ)を実施し、きめ細かな学習指導を行います。
- 2 小中学校9年間にわたり、計画的、継続的な教育指導を展開するため、小中一貫教育を進めます。
- 3 英語教育を充実するため、語学指導を行う外国青年招致事業を推進します。
- 4 児童・生徒の現状を把握するため、学力テストの分析結果に基づき、適切な指導を行います。
- 5 教職員の資質・指導力の向上を図るため、各種研修を実施します。
- 6 タブレットなどを活用したICT教育を推進します。

#### (2) 豊かな心・健やかな体の育成

- 1 子どもたちが「夢・希望・志」を持つことができるよう、学校・家庭・地域が連携して「さわやかプロジェクト」に取り組み、豊かな心の育成などに努めます。
- 2 幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校が連携し、規範意識の形成に努めます。
- 3 健康教育、運動の習慣化、食育などの取り組みを進め、児童・生徒の健康な体づくりと基 礎的な体力向上に努めます。
- 4 学校・地域・家庭の連携による「脱・ケータイ、スマホ」の取り組みを推進します。
- 5 不登校対策指導員による児童・生徒へのきめ細かな支援に努めます。

#### (3) 特別支援教育の推進

- 1 障がいのある幼児、児童・生徒へ適切な指導や必要な支援を行います。
- 2 幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校及び町の関係各課などが連携し、幼児期からの支援を進めます。

### (4) 学校施設・教育環境の充実

- 1 児童・生徒が安全な環境で学べるよう、老朽化などに伴う学校施設の改修や空調設備の整備を計画的に進めます。
- 2 通学時の危険から児童・生徒を守るための取り組みを、学校や自治防犯組合、青少年健全育成町民会議などと連携して行います。

施	七 - 十冊	現	状値	目標値
策		基準年度	数值	(平成 32 年度)
1	全国学力・学習状況調査において全国平均を上回った教科区分数 (小学校:国語 A、国語 B、算数 A、算数 B 中学校:国語 A、国語 B、数学 A、数学 B	26 年度	0 教科	8 教科
2	〔住民意識調査〕 「教育の充実」に関する満足度の構成比	26 年度	63.0%	68.0%
	不登校児童・生徒の数	26 年度	22 人	15 人
3	〔住民意識調査〕 「特別支援教育」に関する満足度の構成比	26 年度	63.0%	68.0%
4	空調設備の整備率	27 年度	0%	100%

# 第4章 いきいきと暮らせる笑顔のまち

## 第1節 社会福祉

#### 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「高齢者福祉の充実」と「障がい者福祉の充実」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 団塊の世代が 75 歳以上となる平成 37 年を見据え、平成 27 年度には介護保険制度の大きな改正もあり、高齢者が住み慣れた地域で安心して暮らし続けられるよう、在宅医療と介護の連携、介護保険サービスの充実、認知症施策の充実、高齢者の生活支援のためのサービスの充実・強化や生活支援サービスの担い手の養成、介護予防事業などに取り組む地域包括ケアシステムの構築が求められています。
- 芦屋町では「芦屋町高齢者福祉計画」に基づき、高齢者など配食サービス事業や緊急通報装置貸与事業、地域包括支援センターを中心とした高齢者の総合相談の実施など、高齢者の生活支援に取り組んでいます。また、介護予防に重点を置いた取り組みを進めており、身近なところで気軽に参加できる自治区体操教室の拡大や、特に平成27年度からは、地域における交流の場づくりとしてサロン事業のモデル事業をはじめました。施設サービスとしては、特別養護老人ホームや認知症などにより在宅生活が難しい人を支えるグループホームなどの整備が着実に進んでいます。
- 高齢者が安心していきいきと暮らしていくためには、高齢者の交流や社会参加の促進が必要です。このため、老人クラブへの活動支援や指定管理者制度による老人憩の家の運営を行っていますが、老人クラブの新規加入者が増えないこと、老人憩の家の施設の老朽化、利用者の減少・固定化への対応が課題となっています。
- 「芦屋町障害福祉計画」に基づき、地域生活支援事業におけるメニューの充実など、住み慣れた地域で安心して生活できる環境づくりを推進してきました。また、障がい児の自立促進と保護者の負担軽減を図るための児童デイサービス事業を 26 年度から実施しています。今後もニーズに的確に対応し、必要なサービスが必要な方に届くよう取り組んでいく必要があります。さらに、平成 28 年 4 月 1 日に施行される「障害者差別解消法」への対応も検討していく必要があります。

- 社会保障制度に基づく公的なサービスだけでは対応できないニーズに対し、地域としての全体的なつながりを深め、相互に支援し合う仕組みを築き上げていくために、平成25年度に「地域福祉計画」を策定し、推進を図っています。「自助」「共助」「公助」の視点で計画を推進していくために、住民、自治区、ボランティア団体、民間事業者などの幅広い担い手の参加をいかに図っていくかが課題です。
- 巡回バス事業については、利用者の満足度は高いものの、今後は芦屋中央病院移転建替えに伴い、運行のあり方や路線などの見直しが必要です。

高齢者や障がいのある人が安心して、いきいきとした生活を送ることができるよう、関係機関と連携し、一人ひとりが必要とする支援の充実を図るとともに、地域で支え合う「共助」の地域づくりやネットワークづくりを進めます。

### 主要施策

#### (1) 高齢者福祉の充実

- 1 高齢者が地域で安心して暮らせるよう、地域包括ケアシステムを構築します。
- 2 健康寿命の延伸をめざし、介護予防事業のより一層の充実を図ります。
- 3 身近な地域で交流や介護予防ができるよう、自治区でのサロン事業を推進します。
- 4 高齢者の長寿を祝い、敬老意識の高揚を図ります。
- 5 老朽化の進む老人憩の家のあり方を検討し、建替えなどを進めます。
- 6 巡回バスの運行のあり方や路線などの見直しを行います。

#### (2) 障がい者福祉の充実

- 1 障がいのある人が、その特性に応じて自立した日常生活を営むためのサービスの提供を行います。サービスの提供にあたってはニーズを把握し、必要なサービスを適切に提供できるよう努めます。
- 2 障がいの有無によって分け隔てられることなく相互に人格と個性を尊重し合い共生する 社会の実現を図るよう、「障害者差別解消法」に基づく啓発などに努めていきます。

- 3 障がい児の自立促進と保護者の負担軽減を図るため、児童デイサービス「芦屋すてっぷく らぶ」の充実を図ります。
- 4 バリアフリー化など、障がいのある人に対応した公共施設の整備を推進します。

#### (3) 地域福祉の推進

1 住民や福祉団体、関係機関などとの連携のもと、「共助」を中心とした地域福祉の推進を図り、互いに助け合い、支え合う地域づくりを進めます。

#### 【主要施策を達成させるための数値目標】

施	七 抽	現状値 指 標		
策	19 1宗	基準年度	数值	(平成 32 年度)
1	要介護認定率	26 年度	19.8%	21.5% *
2	〔住民意識調査〕 「障がい者福祉」に関する満足度の 構成比	26 年度	61.0%	66.0%
3	〔住民意識調査〕 「高齢者福祉」に関する満足度の構成 比	26 年度	62. 9%	65.5%

\* 要介護認定率は高齢化の進展に伴い上昇は防げないものの、最低限にとどめようという考え方です。 ここの数値は、福岡県介護保険広域連合が定めた「介護保険事業計画」の目標数値を設定しています。

## 第2節 健康づくり

## 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「健康づくり事業の充実」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 食生活や運動習慣などを原因とする生活習慣病が増加しています。生活習慣病の予防には特定健康診査、がんの早期発見にはがん検診の受診がきわめて重要です。しかし、受診率は緩やかな伸び率にとどまっています。このため、子どもの頃からの生活習慣の確立も含め、一人ひとりの健康に対する意識を高めることが必要です。
- 特定健康診査の受診率を高めるため、全戸訪問による受診勧奨、商工会を通じての健診勧奨などを行っていますが、受診率は緩やかな伸び率にとどまっています。健康な住民を一人でも多くするためには、受診率の向上は重要な課題となっています。このため、住民に関心を持ってもらえるような健診体制などの充実について検討していく必要があります。
- 早産や低体重児の出生を予防するための妊婦健診や妊娠中・出産後の歯と口の健康を守るための妊産婦歯科健診に取り組んでいます。また、乳児や幼児の健康状態を確認するための乳幼児健診や育児を支援するための育児教室を実施していますが、受診者や参加者が伸び悩んでいるため、さらなる推進が必要です。
- 国民健康保険事業は、平成30年度からの制度改革により、福岡県が財政運営の責任主体となり国保運営の中心的な役割を担うことになります。一方、町は保険料の賦課・徴収、資格管理、保険給付の決定、保健事業など、引き続ききめ細かい事業を行っていく必要があります。

# 基本方向

住民一人ひとりの健康に対する意識啓発を進めるとともに、各種健診(検診)に対する受診勧 奨を図りながら、健やかで心豊かな生涯を送ることができるような健康づくりの推進をめざしま す。

## 主要施策

#### (1)健康づくりの推進

- 1 健康教室、家庭訪問などを実施して生活習慣を見直す機会を提供し、住民一人ひとりの健康づくりを支援します。
- 2 乳幼児期から高齢期までの各期において、各種の健診(検診)や予防接種などを実施する とともに、啓発や受診勧奨の徹底、健康管理システムを活用した未受診者の状況分析や関 係機関との連携などにより受診率の向上を図ります。
- 3 がんの早期発見や生活習慣病の予防のため住民健診を充実するとともに、受診しやすい健 診体制の整備を図ります。
- 4 妊婦健診や妊産婦歯科健診、出生児の全戸訪問や出産後の母体の健康管理など、乳幼児と 母親の健康増進を推進します。

#### (2) 国民健康保険事業

- 1 生活習慣病の改善、疾病の予防、早期治療の徹底を図れるよう、健診時や健診後の健康相 談や指導の徹底に努めます。
- 2 特定健康診査・特定保健指導などによる医療費の削減に努めます。

施	+1℃ +無	現場	大値	目標値
策	指標	基準年度	数値	(平成 32 年度)
	胃がん検診受診率	26 年度	8.6%	12.0%
1	乳がん検診受診率	26 年度	17.9%	23.5%
	〔住民意識調査〕 「健康づくり」に関する満足度の 構成率	26 年度	74.6%	79.6%
2	特定健診受診率	26 年度	32.6%	38.0%

## 第3節 医療

## 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「地域医療の充実」は、重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化、見直し領域」に位置づけられています。
- 急速に進む高齢化や疾病構造の変化などに伴い、住民の医療に対するニーズはさらに多様化、 高度化しています。また、一方では、新型インフルエンザなどの新たな感染症の発生、食中毒な どによる住民の健康や生命の安全を脅かす事態も懸念されています。このようなことから医療体 制のさらなる充実が求められます。
- 芦屋中央病院については、将来に渡って、健全な経営下で地域住民に対して良質な医療を提供 していくことを目的として、平成27年4月1日に地方独立行政法人へ移行しました。
- 今後も地域住民に対して安全で安心な医療を提供していくため、芦屋中央病院を核として、関係機関と連携した地域医療体制の充実を図っていくことが求められます。

### 基本方向

地域医療の水準向上と質の高い医療提供を図るとともに、地域包括ケアシステムの中核となる機能を有するものとして、芦屋中央病院の移転建替えを図ります。また、地域医療の核としての役割や住民のための病院として健全な運営と医療体制の充実を図っていきます。

# 主要施策

#### (1)地域医療の充実

- 1 芦屋中央病院を核として 関係機関や町内医療機関との連携を図り、地域医療体制の充実 を図ります。
- 2 医療水準の向上と質の高い医療提供を図るため、芦屋中央病院の移転建替えを推進します。
- 3 医療体制の充実を図るため、医師の確保や医療技術の向上を図ります。

施	七 一十年	現場	大値	目標値
策	指標	基準年度	数值	(平成 32 年度)
	〔住民意識調査〕			
1	「地域医療の充実」に関する満足度	26 年度	36.2%	50.7%
	の構成率			

# 第5章 活力ある産業を育むまち

## 第1節 農業

#### 現状と課題

- 我が国の農業は、農業従事者の高齢化、耕作放棄の拡大、海外からの農作物の輸入増加などの問題を抱え、経営は厳しい状況におかれています。これらの状況は芦屋町においても同様です。
- 芦屋町では水稲、青ねぎ、キャベツ、ほうれんそう、赤しそなどが生産され直売所への出荷や 学校給食への供給など、地産地消が進んでいます。また、田屋ねぎ (かおりっこ)、赤しそ (芳 香しそ) はブランド化されていますが、生産農家が少ないなど課題もあります。

今後とも地産地消の拡大や付加価値の高い農作物の生産、ブランド化などによって農業経営の 安定化を図る取り組みが求められます。

● 農業の担い手の育成支援として、青年就農給付金や機械導入などの支援を行っていますが、認定農業者は高齢化や離農などにより減少していくことが見込まれています。

今後とも新規就農者への支援などにより、担い手の確保を図っていくことが必要です。

- 遊休農地は一定面積で推移しており、有効活用は課題となっています。このため、農地中間管理機構を活用した農地の集約化や、市民農園などによる取り組みの検討が必要です。
- 農業基盤整備として狩尾池改修事業を実施しました。農業基盤整備には多大な経費が伴うことから国・県の補助事業の活用を図りながら計画的に進めることが必要です。なお、国、県の補助事業の対象とならない用水路、農道などの整備については町単独事業で実施していきます。
- 環境保全型農業の推進を図るため、レンゲ・菜の花の種子助成を行っています。今後も周辺景 観に配慮した取り組みが必要です。
- 農業に対して理解を深めてもらう活動として、町内への小学生の稲作体験(田植、稲刈り、餅つき)をJA青年部が実施しています。このような農業体験の機会は今後も引き続き必要です。

農業経営の安定化や担い手の育成のため、地産地消への取り組みをはじめ、農地の集約化や 有効利用などを図ります。また、農道や農業用水路などの整備を計画的に進めます。

#### 主要施策

#### (1) 担い手の育成支援

- 1 地産地消の拡大やブランド化、機械導入などを支援し、農業経営の安定化や農業の担い手の育成を図ります。
- 2 農業後継者や新規就農者をはじめ、中心経営体への土地利用集積の推進を図ります。

#### (2) 農地の有効利用と農業基盤整備

- 1 農業用水路、ため池などを計画的に整備します。
- 2 耕作放棄地及び遊休農地の有効活用を図るため、市民農園の整備などといった有効活用の方法について検討を行います。
- 3 農地と周辺景観の環境に配慮した農村づくりを促進します。

施	指標	現場	現状値			
策	fg //宗	基準年度	数值	(平成 32 年度)		
1	認定農業者数	26 年度	15 人	17 人		
2	耕作放棄地面積	26 年度	1.03 ha	0.76 ha		

# 第2節 水産業

## 現状と課題

- 芦屋町の漁業者は後継者不足、燃油の高騰などを背景とした経営悪化などの問題を抱え、厳しい状況にあります。
- 芦屋町の漁業基地は芦屋港及び柏原漁港の2箇所があり、双方とも小型漁船による沿岸漁業が主で、沖ノ島・白島付近を主な漁場としています。漁業協同組合では水産物を獲るだけでなく、育てる漁業も促進しており、カサゴの稚魚放流、アワビ、アカウニ、サザエの種苗放流などを行っています。
- 平成 13 年度に開設された柏原活漁センター「海の駅」は、近隣市町村において同様の施設が 開業されたことにより、売上げが減少していましたが、現在は営業努力もあり客数も増えていま す。今後とも、漁業経営の安定化や地産地消のためにも充実させていくことが必要です。

漁業経営の所得向上をめざして、付加価値を付けた加工品として、 鰆を素材とした商品開発 や販路拡大の取り組みを行っています。今後ともこのような取り組みや、集客を図るためのソフ ト事業への取り組みが必要です。

- 漁港基盤の整備として、柏原漁港の漁業施設の中波止場への集約化を実施しました。また平成 27 年度に柏原漁港環境整備事業として漁港エリアと観光エリアを区分する工事が完了します。
- 漁港基盤整備には多大な経費がかかることから、既存施設の長寿命化及びライフサイクルコストの縮減化を図る方向で計画的に進めていくことが必要です。

# 基本方向

漁業経営の安定化のため、地産地消の取り組みや漁場整備を進めるとともに、活力ある漁業を 推進するため、漁港基盤などの整備を計画的に進めます。

## 主要施策

#### (1)漁業経営の安定化

- 1 漁業経営の安定化や地産地消の推進のため、新たな商品開発や販路拡大などの取り組みを推進します。
- 2 優良な漁場確保のため、漁場の調査及び整備を行い、稚魚放流、アワビやアカウニなどの種苗放流 など、育てる漁業を支援します。

#### (2) 漁港基盤の整備

- 1 漁港基盤の整備については、「水産物供給基盤機能保全事業(機能保全計画)」に基づいて、 計画的に進めます。
- 2 柏原漁港西方の荒波対策について関係機関と協議をしながら検討を進めます。

施	指標	現場	現状値			
策	1日 1宗	基準年度	数值	(平成 32 年度)		
1	磯漁の1人あたり漁獲量	26 年度	367 kg	400 kg		
2	機能保全計画における施設整備の進捗率	26 年度	0 %	100 %		

# 第3節 商工業

#### 現状と課題

● 商工業は地域経済の担い手であるだけでなく、住民の生活利便の機能や地域コミュニティの核としての役割を果たし、地域の発展には欠かせません。

芦屋町では消費需要の低下による売上げ不振や後継者不足など商工業の経営は厳しい状況に あります。

- 中心市街地の活性化や住民の生活利便性の向上を図るため、船頭町駐車場活用事業によるスーパーの誘致を行いました。
- 芦屋町では商工会などと連携して、商業者への支援や地域振興券の発行、さらには企業誘致などにより商工業の振興に取り組んでいます。特に平成 26 年度からスタートした「芦屋町創業等促進支援事業補助金」、「芦屋町空き店舗活用事業補助金」は他町でも少ない芦屋町独自の取り組みとして評価できます。
- 起業・創業促進においては、官民一体となったワンストップの創業支援体制を整備するため、 平成 26 年度に遠賀郡内 4 町と各商工会、金融機関とともに「おんが創業支援協議会」を設置しました。
- 町の名物開発に取り組む商工会による名物開発事業は平成26年より実施されていますが、今後は一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)助成事業である「新・地域再生マネージャー事業」と連携を図りながら特産品開発やメニュー開発といった取り組みを推進していく必要があります。
- 「農商工等連携事業」(\*2)による、農業者と商工事業者との商品開発で一定の成果をあげているところです。今後も継続的に推進するとともに、芦屋町の特徴でもある水産業との連携についても取り組みが求められています。
- まちの活性化事業に取り組むリーダーの育成は重要です。このため「新・地域再生マネージャー事業」や「地域おこし協力隊」のような外部目線での取り組みを活用して、人材の育成、外部からの人の呼び込みを図ることなどを検討していくことも必要です。また空き店舗対策として、民間事業者などと連携した取り組みなども検討していくことが必要です。

#### \*2 農商工等連携事業

地域経済の基幹産業である農林水産業と商業・工業などが産業間の壁を越えて連携を強化し、それぞれの強みを発揮した新商品の開発や販路開拓などに連携して取り組み、それを支援する国の事業です。

商工会との連携をはじめ、「芦屋町創業等促進支援事業補助金」や「芦屋町空き店舗活用事業 補助金」などを積極的に活かした商工業の活性化、中心市街地の活性化を図ります。

#### 主要施策

#### (1) 商工業の振興

- 1 商工会との連携や地域振興券発行などにより、商工業の活性化を図ります。
- 2 「芦屋町創業等促進支援事業補助金」や「芦屋町空き店舗活用事業補助金」などを活用した、中心市街地の活性化や空店舗対策、起業の促進、企業誘致に取り組みます。
- 3 官民一体となった「おんが創業支援協議会」を有効に活用し、遠賀郡各町と連携した起業・ 創業の促進を図ります。
- 4 芦屋の地域産品を活用した特産品開発やメニュー開発、「農商工等連携事業」に取り組み、 地域産業の活性化を図ります。

施	指標	現状値		目標値
策		基準年度	数值	(平成 32 年度)
1	新規創業事業者数 (累計)	26 年度	0 件	10 件
	空き店舗活用事業者数(累計)	26 年度	1件	11 件

## 第4節 観光

## 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」をみると、「観光の振興」は 重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化・見直し領域」に位置づけられています。
- 芦屋町は響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源を有しています。これら豊富な資源を活かしていくため、平成25年に観光基本構想を策定し、これに基づく施策展開を進めています。特に当初3年間で重点的に取り組むリーディングプロジェクト(\*3)については、その基盤となる「観光推進プロジェクト」を設置し、リーディングプロジェクトの推進に努めていますが、これまでの取り組みを評価し、28年度からの観光戦略を見直す必要があります。
- 夏井ヶ浜周辺整備については、これまでに「夏井ヶ浜はまゆう公園」や「はまゆう群生地」の整備のほか、それぞれを繋ぐ連絡路整備によるネットワーク化を行いました。これにより平日でも町内外の人が訪れる観光スポットとなりつつあります。今後、芦屋釜風呂跡地の整備によりハード面での機能強化が進みます。これに併せてソフト面の取り組みについての検討が必要となります。
- 「芦屋海浜公園」については、まちづくり支援自販機による基金を活用した小型遊具の整備とともに、健康遊具の設置や大型コンビネーション遊具の整備をはじめ、芦屋町観光協会による四季折々の花が楽しめる植栽化などといった整備を行ってきました。また、より親しまれる公園となるようネーミング募集を行い、芝生広場には「わんぱーく」という愛称をつけたところです。今後は来場者にとって利用したくなる公園となるようニーズの把握や公園の機能が十分に発揮できる取り組みが必要となっています。
- 「芦屋海浜公園レジャープールアクアシアン」は、海水浴場と往来のできるプールとして近隣にない優位性を活かし、毎年多くの来場者を迎えていますが、施設や設備の老朽化が進行しているため、計画的な改修が必要となっています。
- 「国民宿舎マリンテラスあしや」は、観光拠点としてこれまで計画的に施設の改修を進めてきましたが、社会情勢の変化に伴い近年稼働率や利用者は減少傾向にあります。

#### \*3 リーディングプロジェクト

優先順位が高い取り組みを一定期間に集中的に取り組む重点事業として位置づけ、実施していくものです。また、重要かつ他を引っ張っていく役割を果たす取り組みを指します。ここでは、観光基本構想で掲げている取り組みの中でも当初3年間で重点的に取り組む事業のことを指します。

- 魚見公園及び城山公園については、維持管理に留まっており、整備について検討していく必要があります。
- 芦屋町ではさまざまなイベントが開催されています。中でも大正時代から続く花火大会は県内でも有数の大会です。また福岡県内では唯一の砂の彫刻展「あしや砂像展」を平成 26 年から復活し、オンリーワンのイベントとして開催しています。このほか芦屋基地航空祭には数万人の来場があるなど、地域イベントから観光イベントまでさまざまなイベントが開催され、その度に多くの方が来町されています。しかしイベントで来町した方々が町内を巡る仕掛けや、滞留時間を長くする取り組みには至っていません。
- 歴史・文化資源を多く有する芦屋町の特徴を今後さらに活かしていく必要があります。このため、歴史・文化資源のブラッシュアップやルート化、他の資源との連携が必要です。
- 芦屋釜の復興と茶道文化の振興を図る「芦屋釜の里」は、文化資源としてだけでなく、芦屋町を代表する観光資源のひとつとしての活用も必要となっています。
- 個別の取り組みは魅力あるものの、情報発信が十分にできていない実情があります。このため、それぞれのネットワーク化や有効な情報発信のための取り組みが必要となっています。
- 観光協会は芦屋町の観光を担う中心的な存在ですが、今後は商工会との連携を強化し、経済効果の 高まるよう取り組みを進める必要があります。
- 着地型観光(\*4)の推進を広域連携により取り組んでいます。今後は新たな魅力の発掘とともに、他町との連携による交流人口増の戦略が必要となります。
- 地域ブランドの確立に向け、一般財団法人地域総合整備財団(ふるさと財団)による「新・地域 再生マネージャー事業」に取り組んでいます。地域産品のブランド化を図るための機運醸成が今後も 必要となっています。

#### \*4 着地型観光

団体旅行から個人旅行への変化に伴い、出発地から旅行会社などが観光地へ人を送り込む方式ではなく、送り込まれる側の地域が自らの意思で、自らの文化や体験などを商品化し、人を呼び込もうという方式が注目されてきています。いわゆる体験型の観光などそれぞれの地域の特徴を活かした観光の形を「着地型観光(着地型観光開発や着地型観光商品)」といいます。

## 基本方向

芦屋町のもつ豊富な資源を有効に活用するとともに、関係機関・団体との連携や着地型観光の 推進などにより、魅力向上を図ります。

## 主要施策

#### (1) 観光資源の整備と活用

- 1 「芦屋町観光基本構想」に基づき、観光施策の推進を図ります。
- 2 芦屋港のレジャー港化を推進します。
- 3 観光拠点である「国民宿舎マリンテラスあしや」の計画的な改修を行います。
- 4 響灘に面する海岸をはじめとする美しい自然を活かした観光資源の整備を行います。
- 5 芦屋釜に代表される歴史・文化の魅力を活かした資源の発掘やネットワーク化、情報発信 を推進していきます。
- 6 「芦屋釜の里」を観光資源としても有効に活用できるよう取り組んでいきます。

#### (2) 地域資源を活かした観光の推進

- 1 町が主体となる花火大会やあしや砂像展では、実行委員会組織による住民参加型の体制を 構築するとともに、住民でつくり活かすイベントとして取り組みます。
- 2 町内で開催されるさまざまなイベントと連携し、来町者へのおもてなしや滞留時間増といった取り組みを推進していきます。
- 3 芦屋ブランド化に向け、関係者との連携による取り組みを支援していきます。
- 4 地域おこし協力隊(\*5)や外部人材の活用による、人材育成とともに、住民や関係団体・事業者などとの連携・協働による観光を推進します。
- 5 広域連携による着地型観光の実施や、観光ルート化による交流人口の増加を図っていきます。
- 6 北九州地区や宗像地域の既存協議会による広域連携による観光推進を図ります。
- 7 積極的な町のプロモーション活動を展開します。

#### \*5 地域おこし協力隊

都市に住む人が、豊かな自然環境や歴史・文化などに恵まれた「地方」へ移住し、地域活性化のために活動することが 注目されています。地方の自治体が都市の住民を受入、最大 3 年間、地域の資源を活かし地域を元気にするための活動を行い、活動後はその地域に定着(定住)してもらおうという国が推進する取り組みです。

施	七 抽	現	目標値	
策	指標	基準年度	数值	(平成 32 年度)
1	〔住民意識調査〕 「観光の振興」に関する満足度の構成比	26 年度	48.3%	57.5%
	マリンテラスあしや客室稼働率	26 年度	64.8%	68.7%
2	観光入込み客数	25 年度	570,000 人	587, 500 人

# 第6章 環境にやさしく、快適なまち

## 第1節 生活環境

## 現状と課題

- 住民意識調査における、「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「海や川などの自然環境の保全」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。また、「生活環境の向上(不法投棄防止、放置自転車対策、不法係留船対策など)」は、重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点化・見直し領域」に位置づけられています。
- 同じく住民意識調査によると、日ごろから取り組んでいる環境問題としては、「ごみの分別」 が最も多く83.9%、次いで「資源物集団回収への協力」(69.4%)と「節電・節水」(64.9%)が 並んでいます。
- 芦屋町には、豊かな自然が多く残されています。良好な自然環境保全のためには、住民、事業 所、行政などそれぞれの取り組みの積み重ねが重要です。
- 芦屋町では、平成 26 年 3 月に「芦屋町環境基本計画」を策定し、これに基づき環境施策を展開しています。環境施策については毎年度、PDCAサイクルによる事業評価を行い、それを公表し、効果的な取り組みが実施されるよう努めます。
- 温室効果ガス排出量については、「芦屋町環境保全実行計画」を策定し、公共施設における温室効果ガス排出抑制に取り組んできました。また、地球温暖化防止対策の一環として、戸建て住宅への太陽光発電システム設置補助を行っています。
- 防犯街灯は新設・移設・灯具取替による整備のときに地球温暖化対策としてLED化を進めてきているところですが、平成27年度末でのLED化率は約25%となっています。今後は計画的な設置により、LED化を推進していく必要があります。
- ごみ減量化の取り組みとして、資源物集団回収奨励金やダンボールコンポストをはじめとした コンポスト容器購入助成などを推進していますが、周知や啓発を推進していく必要があります。 また、今後は資源物拠点回収ボックスの増設などといった取り組みを検討していく必要もありま す。

● 環境美化活動として、美化巡視員による不法投棄防止のための町内巡視や、地域、河川、海岸の一斉清掃及びボランティア団体などの清掃活動に対して支援を行っています。今後とも環境美化活動の啓発も行い充実を図っていくことが求められます。

犬のフン被害対策であるイエローカードや啓発看板の住民への配布といった取り組みに努めていますが、実態は改善されていない状況にあります。

● 航空機騒音対策、不法係留船対策、遠賀川などから流出するごみ対策については、これまで関係機関への要望や協議を重ねてきているところです。

## 基本方向

環境保全のための啓発や活動への支援、地域や河川、海岸などの環境美化を進めるとともに、 循環型社会の形成のため、ごみの資源化や減量化、省資源・省エネルギー化などに取り組みます。

## 主要施策

#### (1)環境の保全と美化

- 1 総合的な環境保全対策の推進のため、町の環境理念などを示した環境基本条例の制定について検討します。
- 2 (仮称)「芦屋町地球温暖化対策実行計画(第4期)」に基づき、温室効果ガス削減についての取り組みを進めます。
- 3 環境美化のため、不法投棄防止活動や啓発活動、地域住民による河川敷や海岸地域、町内 居住区域の清掃を推進します。
- 4 遠賀川などから流出するごみ対策や不法係留船対策について、関係機関に働きかけます。
- 5 快適な住環境を確保するため、航空機騒音対策については、基地対策協議会を通じて、関係機関に働きかけます。

#### (2) 循環型社会の推進

- 1 ごみ減量化・資源化を一層推進するため、資源物回収活動奨励金制度や生ごみ処理容器等 購入補助金制度、資源物拠点回収などといった取り組みを推進します。
- 2 ごみ減量化・資源化に関する住民啓発に取り組みます。
- 3 下水道浄化センターにおけるバイオマスエネルギーの有効活用に取り組みます。

施	指標	<b></b>	見状値	目標値
策	指標	基準年度	数値	(平成 32 年度)
1	温室効果ガス排出量	22 年度	70,373 t-C02	58, 400 t-C02
2	一般廃棄物の1日1人あたり排出量	26 年度	780 g	687 g

## 第2節 公園・緑地

## 現状と課題

- 住民が日常的に憩い、活動し、交流する公園の整備は必要です。これまで公園施設の維持・管理を進めてきましたが、供用開始から数十年を経過した公園も多くなり、これらは樹木が繁茂し公園全体が暗く、施設が老朽化しています。これらの公園については、リニューアル整備が必要であり、地域の憩いの場(コミュニティの場)としての公園再生が求められます。
- 中央公園のリニューアル整備については、実施設計まで完了したところです。
- 緑化活動の推進については、花ボランティア事業、花苗配布、県の植樹祭などを実施し、住民の緑化意識の向上を図ってきました。今後も、これらの取り組みの充実を図っていくことが求められます。
- 福岡県が主体となって実施している「里浜づくり事業」については、平成26年度からの3年計画で進められています。今後は、植樹後の松林の維持管理と、維持管理の組織づくり(ボランティア組織など)が課題となっています。
- 近年松くい虫による保安林の被害が非常に著しく、松枯れが多くなっています。このため保安林としての機能が十分に発揮できないなどの問題が生じています。現在松くい虫防除(薬剤散布、樹幹注入)及び松の植樹に取り組んでいますが、今後も保安林の保全は重要な課題となっています。

## 基本方向

緑地の保全や育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図るとともに、住民に身近な公園の整備を進めます。

## 主要施策

#### (1) 身近な公園の充実

- 1 住民との協働により、安全で安心な街区公園などの整備を計画的に推進します。
- 2 中央公園のリニューアルを実施します。

## (2) 緑地の保全と育成

- 1 保安林などの松の保全に取り組みます。
- 2 福岡県が主体となって実施している芦屋海岸での「里浜づくり事業」の推進を図るため、 福岡県に働きかけます。
- 3 街並みの美しさを創り出すため、住民の緑化意識の高揚を図るための取り組みや適正管理 に努めます。

施	指標	現場	目標値	
策	相 /宗	基準年度	数値	(平成 32 年度)
1	街区公園の整備率	26 年度	0%	100%
2	[住民意識調査] 「公園や緑地」に関する満足度の構成率	26 年度	55.6%	60.6%

## 第3節 土地利用・住宅

## 現状と課題

- 芦屋町の行政面積のうち、約3分の1は航空自衛隊芦屋基地が占めており、さらに遠賀川など の河川が約10分の1を占めることから、実質の行政面積は限られたものとなっており、町土の 有効利用は重要な課題です。
- 芦屋町は、豊かな自然と北九州市に隣接しているという立地条件を活かした定住施策について、 積極的に取り組んでいくことが求められます。
- 定住化の取り組みを推進してきているものの、十分な周知が図れているとはいえません。限られた土地の中で有効な定住促進を図るための知恵や情報発信力が必要といえます。
- 平成12年度に策定した「芦屋町都市計画マスタープラン(\*6)」は、策定から15年が経過しているため、社会情勢の変化に対応するため、新たな都市計画マスタープランを策定する必要があります。
- 芦屋中央病院移転後の跡地の活用方法について、早急な検討に入る必要があります。
- 活用予定のない町有地については順次積極的な売却を進めてきました。今後も定住施策と連携 し、積極的な売却を推進していく必要があります。
- 芦屋町では、老朽化した町営住宅の改修や、建て替えを含めた町営住宅の効率的な維持・改修を計画的に進めるため、平成24年3月に「芦屋町町営住宅長寿命化計画」を策定し、これを基に事業を実施しています。これまで、緑ヶ丘団地の2つの棟へのエレベーター設置や後水住宅の解体、高浜団地の空家棟の解体などを進めてきました。老朽化している住棟については、安全面の観点からも入居者の移転を促進していく必要があります。
- 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」は計画策定から5年が経過することから、社会情勢の変化や現状に即した形で、後期5年間の計画見直しの必要があります。
- 芦屋東小学校区には、九州防衛局が管理する用地があり、その用地の有効活用を検討する必要があります。

#### \*6 都市計画マスタープラン

長期的視点にたった都市づくりの将来像を示した計画のことです。用途地域をはじめとしたまちづくりの基本となるもので、地区ごとの将来のあるべき姿や整備の方針などを明らかにするものです。

## 基本方向

地域特性に応じた「芦屋町都市計画マスタープラン」の見直しを進めます。また、町営住宅については、「芦屋町町営住宅長寿命化計画」を見直し、計画的かつ適正な管理を進めます。さらに、芦屋町の特性を活かした定住施策を積極的に推進していきます。

## 主要施策

#### (1) 地域特性を活かした土地利用

- 1 将来の都市像を見据え、「芦屋町都市計画マスタープラン」の見直しを行います。
- 2 活用予定のない町有地については、民間などに売却し有効利用を図ります。
- 3 芦屋中央病院移転後の跡地利用について検討を進めます。
- 4 芦屋東小学校区にある九州防衛局用地の有効活用について、関係機関と協議を進めます。

#### (2) 良好な住宅の形成

- 1 「芦屋町町営住宅長寿命化計画」に基づく管理戸数の適正化と住宅の長寿命化を図ります。 なお、計画は平成28年度中に中間見直しを行います。
- 2 「芦屋町空家等対策計画」に基づき、空家の現況把握や空家バンク制度の確立など空家の 除却や有効活用を含む適正管理に努めます。(再掲)

#### (3)移住・定住施策の推進

- 1 芦屋町の地域特性を活かした定住促進の取り組みを推進します。
- 2 定住促進のため、既存の各種施策を包括した積極的な情報発信を図ります。
- 3 移住・定住に関する関係機関との連携や活用により、地域特性を活かしたシティーセールスを積極的に推進していきます。

施	指標	現場	目標値	
策	指標	基準年度	数值	(平成 32 年度)
1	町有地などの有効活用件数	26 年度	0件	5件
2	町営住宅管理戸数	26 年度	797 戸	706 戸
3	定住促進奨励金交付世帯数(累計)	26 年度	28 世帯	200 世帯

## 第4節 道路・交通

## 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「道路網の利便性 や生活道路の整備」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられ ています。また、「公共交通機関の利便性」は、重要度が高く、満足度が低い、いわゆる「重点 化・見直し領域」に位置づけられています。
- 交通利便性や生活利便性の向上を図るため、町が管理する道路の整備を進めています。今後も、 路面や道路施設の劣化状況を調査し、その点検結果を踏まえ、計画的な維持管理や道路整備が必要となってきます。
- 橋梁については、「道路橋長寿命化修繕計画」に基づき改修を進めています。町内の3橋ある 歩道橋改修は、平成27年度にすべて完了します。西祇園橋の架け替えについては、現在福岡県 により計画的に進められていますが、今後町の玄関口としてのグレードアップについて検討が必 要となります。
- 利用者によりわかりやすい道路網を整理する目的で、町道と国・県道の振り替え事業を推進しており、一部で完了しています。未実施箇所については協議を進めていく必要があります。
- 芦屋タウンバス事業は、平成17年3月末の民間事業者によるバス路線廃止を受けて、住民の交通手段を確保するため、廃止路線を代替する形で町営バス事業として開始し、平成25年3月の北九州市営バスによるはまゆう線廃止を受けて運行路線を追加しています。平日には67便を運行し利用者も年間延べ約9万人に及んでいます。今後も利用者ニーズに対応した運行体系を検討・改正する必要があります。
- 北九州市営バスについては、利用者が減少傾向にあるため、今後は路線や便数の確保が課題となっています。
- 芦屋タウンバスや北九州市営バスによるJR各駅までの交通機関のほかに、生活利便性の向上 のため遠賀郡各町との連携による公共交通ネットワーク化の検討も必要となっています。
- 芦屋中央病院の移転建替えに伴い、路線の見直しや交通再編などが喫緊の課題となっています。

## 基本方向

交通や生活の利便性向上のため、町道の適正管理や計画的な整備、橋梁の長寿命化を推進します。また、公共交通の維持・確保を図るとともに、芦屋中央病院移転建替えにあわせた公共交通の路線変更や再編に取り組みます。

## 主要施策

#### (1) 道路の整備促進

- 1 路面や道路施設の劣化状況を調査し、その点検結果を踏まえ、計画的な道路整備を行います。
- 2 橋梁については、「道路橋長寿命化修繕計画」に基づき、老朽化が著しいものなどの社会 的影響度を総合的に考慮し、改修を行います。
- 3 町道と国・県道の振り替えを進めます。
- 4 西祇園橋の早期架け替えとグレードアップについて、関係機関に働きかけます。

#### (2)公共交通機関の充実

- 1 「地域公共交通維持確保計画」に基づき、住民に利便性の高い公共交通の維持確保について関係機関との協議を進めます。
- 2 芦屋タウンバスについては利用者ニーズに対応した運行体系の検討を進めます。
- 3 広域連携による北九州市営バス路線や便数の維持確保に努めます。
- 4 遠賀郡各町との連携による公共交通ネットワーク化について協議・検討を図ります。
- 5 「地域公共交通網形成計画」の策定を進めるとともに、芦屋中央病院移転建替えにあわせ た公共交通の路線変更や再編に取り組みます。
- 6 バス停の整備を計画的に取り組みます。

施	指標	現状値		目標値
策	指 馀	基準年度	数值	(平成 32 年度)
1	橋梁の改修率	26 年度	27.0%	100%
	芦屋タウンバス利用者	26 年度	90, 361 人	98,000 人
2	〔住民意識調査〕 「公共交通機関の利便性」に関する満足 度の構成比	26 年度	26.0%	37.6%

## 第5節 上水道・下水道

## 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「下水道」「上水道の安定供給」は、重要度、満足度ともに高い、いわゆる「現状維持領域」に位置づけられています。
- 芦屋町の公共下水道事業は、平成 12 年度に町全域の整備が完了しており、普及率は 99.9% となっています。上水道事業については、平成 19 年度に北九州市水道局と事業統合し、安全な上水が安定的に供給されています。
- 公共下水道事業については、長寿命化計画に基づき改築更新に計画的に取り組んでいます。管 更生工事、芦屋町浄化センター及び中ノ浜ポンプ場などの改築更新は、概ね計画どおり進捗して います。今後も継続的に行っていくため、財源の確保に努め、また単年度の財政負担が大きくな らないように、事業の平準化を考慮して進めます。
- 平成 27 年度に雨天時浸入水調査を実施し、浸入水の原因把握を行いました。これに基づき浸入水対策を実施していく必要があります。
- 公共下水道事業については、経営の合理化に努めていますが、現在累積欠損金が8億円を超えています。このため、経営安定化に向け公共下水道使用料の改定及び、広域連携も含めた中長期的な改善策についての検討も必要です。

## 基本方向

下水道管渠や、浄化センター及び各ポンプ場などの長寿命化を図るとともに、下水道事業の経営の安定化のため、中長期的な経営改善策について検討します。

## 主要施策

## (1)公共下水道の整備充実

- 1 下水道管渠の不良箇所を把握したうえで、長寿命化計画に基づき計画的に改修・更新を実施します。
- 2 浄化センター及び各ポンプ場については、長寿命化計画に基づき計画的に改築更新を実施します。
- 3 下水道事業の経営安定化に向け、中長期的な改善策について、広域連携も含め検討します。

施	指標	現場	現状値	
策	1日 1宗	基準年度	数值	(平成 32 年度)
	〔住民意識調査〕			
1	「下水道事業」に関する満足度の	26 年度	82.0%	87.0%
	構成比			

# 第7章 心豊かな人が育つまち

## 第1節 生涯学習

## 現状と課題

- 住民一人ひとりが、自己の人格を磨き、豊かな人生を送ることができるよう、その生涯にわたって、あらゆる機会に、あらゆる場所において学習することができ、その成果を適切に活かすことができる社会の実現を図るために、芦屋町では「芦屋町生涯学習基本計画」に基づき、生涯学習の取り組みを行っています。
- 学習機会を体系的にとりまとめた生涯学習講座「あしや塾」の実施により、効率的な生涯学習 講座を提供していますが、地域の課題解決型講座の実施や公民館活動など学んだ成果が活かせる 仕組みづくりが必要となっています。
- 社会教育施設については、これまで計画的な改修を図ってきましたが、今後も生涯学習活動を 推進していくために、老朽化している公民館施設などの改修が必要となっています。また、施設 の有効活用や積極的な情報発信が必要です。
- 中央公民館内にある図書館は平成22年度のリニューアルにより増床し、蔵書の充実や読み聞かせなど各種企画事業を推進し、利用者の増加が図られています。今後も住民の読書活動推進のため、関係機関との連携や図書館機能の充実を図るとともに積極的な情報発信に努める必要があります。
- 生涯スポーツを推進するためスポーツ推進委員を中心にさまざまな事業を実施していますが、 ニーズにあった事業展開が課題となっています。元気な住民づくりのため、運動へのきっかけづ くりなどといった健康づくりの視点からの取り組みが今後必要となっています。
- 競技スポーツについては、スポーツ振興の観点から、関係団体と連携した支援を行っています。
- 北九州市を本拠地としたプロサッカークラブ「ギラヴァンツ北九州」と平成 26 年にフレンド リータウン協定を締結しました。これによるプロ選手との交流やスポーツを通じた健康づくりな どの取り組みを今後推進していく必要があります。
- 各社会体育施設については、老朽化が進んでいます。今後計画的に修繕、改修などの対応を図っていくことが必要です。

## 基本方向

「芦屋町生涯学習基本構想」を推進し、学んだ成果が活かせる地域づくりを進めるとともに、 社会教育施設の有効活用を推進します。また、あらゆる世代の健康づくりや体力づくりを進め るため、生涯スポーツに親しむ環境づくりに取り組みます。

## 主要施策

#### (1) 社会教育の推進

- 1 社会教育及び公民館活動などの学習機会の拡充を図りながら、地域課題解決型講座の導入 や、関係各課との連携により学んだ成果が活かされる地域づくりを推進します。
- 2 「あしや塾」を継続するとともに、社会教育施設の有効活用に取り組みます。
- 3 図書館機能の充実を図るとともに、図書館と幼稚園・保育所(園)・小学校・中学校の連携を推進します。
- 4 社会教育施設については、利用需要の変化などを踏まえ計画的な改修を図ります。

#### (2) 生涯スポーツの充実

- 1 誰もが気軽にスポーツを行うきっかけづくりをめざし、健康づくりの視点からのアプロー チなど他課との連携により、住民の健康増進につながる生涯スポーツを推進します。
- 2 総合型地域スポーツクラブなどの支援や連携による生涯スポーツの推進や交流を進めます。
- 3 関係団体と連携して、競技スポーツへの支援を実施し、競技力の向上に努めます。

#### (3) 社会体育施設の整備充実

- 1 芦屋町における社会体育の拠点施設である総合体育館をはじめ、各社会体育施設を安全で 快適に利用できるよう、施設ごとに改修計画を策定し、計画的に整備していきます。
- 2 芦屋中央病院移転建替えに伴い、総合運動公園多目的グラウンドを健康増進の場として利用できる広場として整備します。

施	45 補	現	現状値	
策	指標	基準年度	数值	(平成 32 年度)
	課題解決型講座の開催件数	26 年度	0件	10 件
1	〔住民意識調査〕 「生涯学習の充実」に関する満足度の 構成比	26 年度	63. 0%	68.0%
2	生涯スポーツ事業の参加者数	26 年度	969 人	1,250人
	社会体育施設の利用者数	26 年度	130,879 人	135,000 人
3	〔住民意識調査〕 「社会教育施設」に関する満足度の 構成比	26 年度	65.8%	70.8%

## 第2節 人権

## 現状と課題

- 住民一人ひとりが、あらゆる人権問題に対する理解と認識を深めるとともに、人権問題を自らの課題として捉え、あらゆる差別や人権侵害の撤廃をめざし、人権が尊重される社会を実現することが必要です。
- 芦屋町では「お互いに尊重される地域(まち)づくり」をスローガンにかかげ、人権講演会や人権まつりの開催、人権カレンダーや人権冊子の全戸配布、広報紙を通じた定期的な啓発活動、各種相談、学校教育や社会教育の場における人権教育の推進を図っています。また、平成25年には「芦屋町人権教育・啓発基本計画」を策定し、現在はこれに基づき関係機関が一体となり推進しています。今後とも、これらの取り組みについて充実を図っていくこと、さらには、あらゆる場と機会を捉えて人権教育・啓発の推進を図ることが必要です。
- 人権まつりは特色ある取り組みとして継続してきました。今後も内容の充実や改善を図り、推進していく必要があります。
- 男女共同参画社会を実現するための法律や制度は、整備が進んできていますが、それを社会に根づかせるには至っていません。芦屋町においても「芦屋町男女共同参画推進プラン」を推進してきましたが、今後とも施策の充実を図り、意識啓発に努めていく必要があります。

## 基本方向

基本的人権が尊重される社会の実現をめざし、同和問題をはじめとしたさまざまな人権問題や男女共同参画などに関する教育や啓発などを進めます。

## 主要施策

#### (1) 人権の尊重

- 1 基本的人権が保障された差別のない明るい社会の実現に向け、同和問題をはじめとするさまざまな人権問題に対する啓発を進めます。
- 2 「芦屋町人権・同和教育研究協議会」及び「芦屋町学校人権・同和教育研究協議会」と連携し、人権教育や人権啓発の取り組みを積極的に推進します。

3 「芦屋町人権教育・啓発基本計画」に基づき、人権まつりなど人権教育・人権啓発の取り 組みについて、PDCAサイクルにより効果的かつ有効な事業を推進します。

#### (2) 男女共同参画の推進

- 1 すべての個人が、性別にかかわらず、互いにその人権を尊重し、個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現をめざします。
- 2 「男女共同参画推進プラン」に基づき、男女共同参画についての意識づくり、社会環境づくりを進めます。

施	指標	現状値		目標値
策	指 標 	基準年度	数值	(平成 32 年度)
	人権講演会(7月)・人権まつり(12月)の	26 年度	700 /	1 000 1
1	来場者	20 平皮	700 人	1,000人
1	〔住民意識調査〕	0.6 年度	CF 00/	70.00/
	「人権教育」に関する満足度の構成比	26 年度	65.0%	70.0%
9	〔住民意識調査〕	96 年帝	EQ 00/	62 00/
2	「男女共同参画」に関する満足度の構成比	26 年度	58.9%	63.9%

## 第3節 歴史・文化

## 現状と課題

- 芦屋町は、多くの歴史遺産や独自の伝統文化を有しています。これらの豊富な文化遺産の保護 と併せて、これらを観光資源として地域振興に活用する取り組みが必要です。
- 町内にある有形・無形の文化財については維持管理に努めています。一方、文化財の活用としては、「芦屋かるた」大会などを行っていますが、情報発信については充分とはいえない状況のため、今後改善していくことが必要です。
- 「芦屋歴史の里」では、特別展や伝統文化体験講座などを実施しています。入館者数は企画展の内容により大きく影響されることから、話題性の高い企画展を開催するなどの工夫が必要です。
- 「芦屋釜の里」の入園者は伸び悩んでおり、観光資源としての魅力向上や他施設と連携した取り組みによる集客向上が必要となっています。
- 芦屋釜の復興の取り組みとして、鋳物師の養成及び独立支援を行い、平成 25 年度に1名が独立しました。また、現在養成中の鋳物師養成員の計画的な独立支援を継続していくとともに、鋳物師を核とした、芦屋鋳物を産業として育成していくことが必要となっています。
- 文化・芸術活動の一つの拠点である「ギャラリーあしや」は、企画展やワークショップの充実とともに、公民館事業や図書館との連携などにより入館者数が増加しています。
- 住民の文化芸術活動の支援として、文化協会との連携活動や町民ブラスバンドを結成しました。 今後は生涯学習講座などと連携した文化芸術活動の推進を図っていく必要があります。

## 基本方向

文化財の適切な保護や管理、芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実に努め、芦屋の歴史・文化を後世に伝えるとともに、観光資源としての活用や地域振興を図ります。また、芦屋釜の里で養成した鋳物師の独立・育成を支援し、芦屋釜の復興を進めるとともに、ギャラリーを充実させて住民が芸術文化に触れる機会を拡大します。

### 主要施策

#### (1) 文化財の保護と活用

- 1 豊富な文化遺産を次世代に継承するため、文化財保護意識の高揚を図ります。
- 2 文化財の適切な維持管理に努めるとともに、観光資源としての活用を図ります。

## (2) 芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実

- 1 芦屋歴史の里や芦屋釜の里を充実し、歴史・文化を活かしたまちづくりや地域振興に取り 組みます。
- 2 鋳物師養成員の独立支援と、既に独立した鋳物師への支援を行い、芦屋釜の復興を進め、 芦屋鋳物の産業化をめざします。
- 3 芦屋町の誇りでもある芦屋釜を広く住民に周知し、オンリーワンの資源として活かしていきます。

#### (3) 文化・芸術活動の充実

- 1 文化協会と連携し、住民の文化芸術に触れる機会を充実させるとともに、文化意識の高揚に努めます。
- 2 ギャラリーの運営の充実を図り、また運営ボランティア及び解説ボランティアなどの育成 に努めます。
- 3 生涯学習講座「あしや塾」と連携した住民の文化芸術活動の充実に努めます。

施	指標	現場	目標値	
策	1日 1宗	基準年度	数值	(平成 32 年度)
1	文化財情報のマスコミ取材件数	26 年度	28 件	48 件
2	芦屋釜の里来場者数	26 年度	16,880 人	20,000 人
3	〔住民意識調査〕 「歴史文化の振興」に関する満足度の 構成比	26 年度	66.0%	71.0%

## 第4節 国際交流

## 現状と課題

- 住民意識調査における「町の取り組みに対する満足度と重要度」でみると、「国際交流の推進」は、重要度が低く、満足度が高い、いわゆる「現状維持・見直し領域」に位置づけられています。 我が国の潮流として、グローバル化はますます進展することが想定されますし、芦屋町においてもその影響を大きく受けるものと考えられます。このことから、芦屋町における国際交流の取り組みに対しては、住民の関心度や必要性の認識を、今以上に高めていくことが必要です。
- 国際交流協会の支援を行い、協会を中心に交流事業を実施していますが、この取り組みは一部 に留まり町内全体での取り組みとなってはいません。
- 中学生を対象としたオーストラリアホームステイを隔年で実施しています。

## 基本方向

グローバルな視野をもった多くの人材を育成する取り組みを推進します。また、国際交流協会 を通じた住民の国際交流活動を推進します。

## 主要施策

#### (1) 国際交流の推進

- 1 中学生のオーストラリアホームステイ事業を行い、国際的な感覚や異文化への関心を高めるなど、グローバルな視野を持って行動できる人材を育成します。
- 2 国際交流協会と連携して、住民の国際交流に対する意識の向上に寄与する事業を検討・実施します。

施	指標	現状値		目標値
策	指標	基準年度	数值	(平成 32 年度)
	〔住民意識調査〕			
1	「国際交流の推進」に関する満足度の	26 年度	66.6%	71.6%
	構成比			

# 計画の実現に向けて

## 現状と課題

- 本町は地方税が歳入全体の20%未満と他自治体と比較すると少ない状況にあります。これを補う町独自の財源として競艇事業があり、現在は経営努力の結果一定の事業収入を得ています。しかし、施設整備に伴う財源は地方債を活用しており、経常収支比率などの財政指標は高い水準にあります。今後も施設整備に伴う地方債の活用が継続して見込まれるため、自主財源の確保に努めるとともに、計画的で重点的な配分に努め、安定的かつ効率的な行財政運営を続けていく必要があります。
- 行財政改革については、平成 17 年度から「第3次芦屋町行政改革大綱」を定め、その具体的な取り組みとして「芦屋町集中改革プラン」を推進し、これまで一定の成果をあげています。さらに、平成 27 年度からは第4次行政改革大綱による「芦屋町集中改革プラン」の取り組みを推進しており、今後は集中と選択により、健全で持続可能な行財政運営を確立することが課題です。
- 人口減少が進む中、公共施設などの将来需要を予測し、必要量を定める「芦屋町公共施設等総合管理計画」を策定し、公共施設などの計画的な維持管理・改修・整備を推進する必要があります。
- 競艇事業については、平成22年度から芦屋町単独施行となり、発売日数の増や場外発売場の増設、 全国初となるモーニングレースの実施など売上向上に積極的に取り組んできました。このような経営 努力の結果、一定の事業収益を確保することができ、一般会計への繰り入れなど本町財政運営に大き く寄与しています。
- 行政運営においては、組織の効率的な運営とともに横の連携が非常に重要となってきます。また、職員の若年層化は組織運営上重要な課題となっています。このため、平成 26 年度から導入した目標管理制度や本制度と連動した人事評価制度の構築などによる効率的・効果的な組織運営を図るとともに、計画的な研修によるスキルアップや自治区担当職員制度の活用などさまざまなアプローチから、職員の資質向上を積極的に図っていく必要があります。
- 地方分権改革や地方創生など、地域の特徴を活かした独自の取り組みが求められています。本町の豊富で魅力ある資源を活かした特徴ある取り組みを推進するためには、職員の資質向上や、国県の制度への対応を視点に、効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を図ることも課題となっています。

- 一般廃棄物処理、消防、火葬施設の運営などを実施している遠賀・中間地域広域行政事務組合については、効率的な運営についての提言を関係市町と共同で行う必要があります。
- 北九州市との連携中枢都市圏構想の推進により、効果的かつ効率的な行政サービスの提供と行政運営が図れるよう、確実な推進を図っていく必要があります。

## 主要な取り組み

#### (1) 健全で持続可能な行財政運営を行います

- 〇平成 27 年度から平成 31 年度を計画期間とする第 4 次行政改革の具体的な取り組みである「集中改革プラン」を推進します。
- 〇財政計画に基づき、計画的かつ重点的な財源配分を行い、持続可能で効率的な行財政運営を図ります。
- ○自主財源の確保に努めるとともに、各種使用料などの見直しを図ります。
- 〇「公共施設等総合管理計画」を策定するとともに、公共施設の計画的な維持管理・改修・整備 を図ります。

#### (2) 競艇事業の売上向上と経営の安定化を進めます

- 〇競艇施設の有効活用を図るとともに、新規ファンの獲得などによる売上向上を推進し、町財政 に寄与します。
- ○効率的な競艇事業の運営に努め、経営の安定化を図ります。

#### (3) 職員の育成や資質の向上を図ります

〇目標管理制度と連動した新たな人事評価制度の導入や計画的な研修、自治区担当職員制度の活 用などさまざまなアプローチから、職員の資質の向上を図るとともに、能力開発を推進します。

#### (4)柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします

- 〇組織ごとに 目標を定めるとともにPDCAサイクルを確立する、目標管理による組織運営を 図ります。
- 〇情報共有と各課間の連携を推進するとともに、効果的かつ柔軟に対応できる組織運営を図ります。
- ○事務の電算化や新たな仕組みづくりにより事務の効率化を図ります。

#### (5) 広域連携を推進します

- ○遠賀・中間地域広域行政事務組合の効率的な運営について、構成市町とともに提言します。
- ○行政事務や電算システムの共同利用を推進します。
- 〇北九州市との連携中枢都市圏構想による行政サービスの広域連携を推進します。

# 資 料 編

ここでは、第5次芦屋町総合振興計画の基本構想(平成23年度から平成32年度)を掲載します。

## 1 第5次芦屋町総合振興計画基本構想の概要

## 芦屋町の将来像

芦屋町の美しい自然環境や古くから培ってきた歴史・文化は、町の大きな魅力であり、活力あるまちづくりを進めるためには、それらの魅力を最大限に活かしていくことが重要です。

そのためには、芦屋町に住む人々が町の魅力を活かすまちづくりの担い手として育ち、住民と 行政が一体となった協働のまちづくりを進めていく必要があります。

以上のことを踏まえ、第5次芦屋町総合振興計画では、将来像を以下のように設定します。

## 一将来像一

# 魅力を活かし みんなでつくる。元気なあしや

# 彩来像に込める想に

## 魅力を活かし…

海や川などの自然、歴史・文化などの芦屋町の良さ、 魅力をまちづくりに活用します。

みんなでつくる 元気なあしや…

まちづくりの担い手である住民との協働のもと、 活力ある元気な芦屋町をつくります。

## 施策の大綱

芦屋町の将来像である「魅力を活かし みんなでつくる 元気なあしや」の実現に向け、次の7つの基本目標を掲げ、施策の展開を図ります。

## 1 住民とともに進めるまちづくり

#### (1)地域づくり

行政情報の積極的な公表など、「芦屋町住民参画まちづくり条例」に基づき、あらゆる分野において行政と住民との協働のまちづくりを進めます。

また、住民一人ひとりがコミュニティを形成する一員であることの自覚を高め、地域における連帯 意識を深めます。さらに、自治区活動や各種団体活動への支援及び地域づくりを進めるリーダーの育 成・支援に取り組むことで住民同士のコミュニケーションを促進し、暮らしやすい地域づくりを進め ます。

## 2 安全で安心して暮らせるまち

#### <u>(1)安全・安心</u>

すべての住民の生命や財産を守るため、地域における防災組織の充実や急傾斜地対策、雨水・排水 対策など防災対策に取り組むとともに、消防体制の強化を図ります。また、地域や関係機関と連携を 図りながら、防犯意識の高揚や防犯活動の促進に努めるとともに、交通安全対策の充実など、安全で 安心して暮らせるまちづくりを進めます。

## 3 子どもがのびのびと育つまち

#### (1)子育て支援

次世代を担う子どもたちの健やかな成長を支援するとともに、保護者のニーズに応じた保育サービス及び保育施設の充実を図ります。また、子育て支援センターを中心とした育児支援の充実に取り組みます。

#### (2)幼児教育・学校教育

まちの将来を担う子どもたちがたくましく、健やかに成長することができるよう、学力の向上や健康な体づくりはもとより、豊かな人間性や創造力の育成など、学校教育や幼児教育の充実を図ります。また、小学校の耐震化や給食センターの整備など安心して学習することができる教育環境づくりを進めます。

## 4 いきいきと暮らせる笑顔のまち

#### (1)社会福祉

高齢者や障がいを持つ人などがいきいきと生活できる社会をめざし、自立や社会参加を促進するための福祉ボランティアの育成や住民相互の助け合いなど、住民が主体的に福祉活動に取り組める仕組みづくりを行うとともに、福祉施設や在宅福祉サービスの整備を行い、地域福祉の推進を図ります。また、健康づくりや生きがいづくり事業の充実に取り組みます。

#### (2)健康づくり

住民一人ひとりの健康の保持・増進を図るため、乳幼児から高齢者までを対象とした各種健診や健康教室の充実に努め、健康づくりに対する意識の高揚を図ります。また健康相談による疾病予防、特定健康診査・特定保健指導による医療費の削減などに取り組み、国民健康保険事業の安定化を図ります。

#### (3)医療

町立芦屋中央病院の医療機器の充実をはじめ、各医療機関との連携を図り、住民が安心して生活できるよう地域医療体制の整備・充実に取り組みます。

## 5 活力ある産業を育むまち

#### (1)農業

農地の有効利用と農業基盤の整備を図るとともに、中核農家(\*1)をはじめとする担い手の育成支援 に取り組み、農業生産の振興を図ります。また、地産地消(\*2)や農産物のブランド化を支援し、農業 経営の安定化を図ります。

#### (2)水産業

直売所の整備や、つくり育てる漁業の推進などにより地産地消及び漁業経営の安定化を図ります。 また、漁業施設の整備や柏原漁港の環境整備により、漁港施設の機能向上や活力ある漁港づくりに取り組みます。

#### (3) 商工業

商工会と連携を図りながら事業所の活性化に努めるとともに、船頭町駐車場を活用した中心商業拠点の形成及び企業誘致条例を活用した取り組みなど、住民の利便性の向上と雇用の確保を図ります。

#### \*1 中核農家

芦屋町では、経営耕地が1~クタール以上の農家を中核農家とする。

\*2 地産地消

地域で生産された農産物や水産物をその地域で消費すること。

#### (4)観光

美しい自然や独自の歴史・文化などの豊富な観光資源に関する情報発信を行いながら、観光資源を活かす公園などの整備に取り組みます。また、観光協会などと連携し、住民が参画するイベントや活動を創出するとともに、歴史ある花火大会など、従来から実施しているイベントの充実や支援により交流人口の増加を図ります。

## 6 環境にやさしく、快適なまち

#### (1) 生活環境

住民の環境美化意識の高揚や省エネルギーの推進、ごみの資源化・減量化など適切なごみ処理を進め、地球温暖化防止と循環型社会の形成に向けた取り組みを進めます。

#### (2)公園・緑地

緑地の保全・育成に取り組み、住民の緑化意識の高揚を図ります。また、住民や訪れた人が潤いを感じ、さまざまな交流の機会を生み出すことができるよう、公園の整備充実や良好な維持管理を進めます。

#### (3)土地利用・住宅

地域特性に応じた「芦屋都市計画用途地域(\*3)」や「芦屋町農業振興地域整備計画」の見直しを 検討します。また、定住奨励施策の検討など定住促進に取り組むとともに、町営住宅の長寿命化(\*4) 及び管理戸数の適正化を図ります。

#### (4)道路·交通

老朽化した生活道路などの整備や歩道のバリアフリー化、橋梁の長寿命化など道路の整備促進に取り組みます。また、近隣市町や関係機関と連携を図りながら、バス交通の運行確保や利便性の向上など公共交通網の充実を図ります。

#### (5)上水道・下水道

計画的な公共下水道施設の整備、浄化センター及びポンプ場の長寿命化に向けた改築更新など、公 共下水道の整備充実を図ります。また、適正な受益者負担のもと、下水道事業経営の安定化を図りま す。

#### \*3 用涂地域

「都市計画法」の地域地区のひとつで、用途の混在を防ぐことを目的とし、住居、商業、工業など市街地の大枠としての土地利用を定めるもの。

#### \*4 長寿命化

公共施設などについて、限られた財源の中で計画的に改築や修繕などを行い、老朽化に伴う事故発生や機能停止を未然 に防止し、効率的に施設の維持・管理を行うことで施設の寿命をのばすこと。

## 7 心豊かな人が育つまち

#### (1)生涯学習

「芦屋町生涯学習基本構想」に基づき、住民がいつでも、どこでも学ぶことができ、学んだ知識を 活かすことができる環境づくりを進めるとともに、青少年の健全な育成や住民の生きがいづくりなど に取り組みます。また、生涯にわたって健康な生活を送ることができるようスポーツやレクリエーション活動の充実や支援に取り組みます。

#### (2)人権

同和問題をはじめとするさまざまな人権問題への啓発を進めるとともに、すべての住民が性別にかかわらずそれぞれの個性と能力を十分に発揮できる男女共同参画社会の実現に向けて、その意識づくりや環境整備に取り組みます。

#### (3)歷史・文化

芦屋町の貴重な文化財・伝統文化を次代に継承するため、文化財の保護や後継者の育成に努めるとともに、芦屋釜の里・歴史の里の活用を図ります。また、芦屋釜の復興のため、鋳物師の独立支援に取り組みます。さらに、ギャラリーをはじめとする文化活動拠点の活用によって、住民の文化・芸術活動の振興を図ります。

#### (4)国際交流

国際感覚豊かな人材を育成するため、ホームステイ派遣事業をはじめ、国際交流活動を担う団体への支援に取り組みます。

## 計画の実現に向けて

限られた財源の中で効果的な行財政運営を進めるため、行政事務や財政運営の効率化、芦屋町の雇用や財政に大きく寄与してきた芦屋競艇の経営改善など自主財源の確保を図ります。また、組織機構の見直しや研修などを通じた職員の資質向上、広域行政の推進など効果的・効率的な行政運営を進めます。さらに、施策に基づく個々の実施計画の進捗状況や効果について評価を行い、進行管理を進めます。

# 前期基本計画の体系

【将来像	】【分野別目標(案)】	【施策(節)】	【主な取り組み(主要施策)】
	第1章 住民とともに		(1)住民との協働
	進めるまちづくり	1 地域づくり	(2)地域コミュニティの推進
		 	(3)ボランティア活動などの支援
	第2章 安全で安心し	1 中人 中心	(1)防災対策の充実 (2)消防の充実
	て暮らせるまち	1 安全·安心	(3)防犯対策 (4)交通安全対策
		 1 子育て支援	(1)児童福祉の充実
	第3章 子どもがのび	2 幼児教育・学校教育	(1)学力の向上
	のびと育つまち		(2)豊かな心・健やかな体の育成
			(3)特別支援教育の推進
蛛			(4)学校施設・教育環境の充実
魅力を活かし	Andrea or where the second of	1 社会福祉	(1)高齢者福祉の充実 (2)障がい者福祉の充実
を注	第4章 いきいきと暮 らせる笑顔のまち		(3)地域福祉の推進
分	りにる大殿のよう	2 健康づくり	(1)健康づくりの推進 (2)国民健康保険事業
L		3 医療	(1)地域医療の充実
a <sub>t</sub>		1 農業	(1)担い手の育成支援
h	第5章 活力ある産業		(2)農地の有効利用と農業基盤整備
なで	あっ草 「冶力の句座来     を育むまち	2 水産業	(1)漁業経営の安定化 (2)漁港基盤の整備
う	211000	3 商工業	(1)商工業の振興
みんなでつくる		4 観光	(1)観光資源の整備と活用
9		· <u></u>	(2)住民参画型観光の整備
_	ļ	1 生活環境	(1)環境の保全と美化 (2)循環型社会の推進
元気なあしや	第6章 環境にやさし	2 公園・緑地	(1)身近な公園の充実 (2)緑地の保全と育成
<i>\$</i>	く、快適なまち	3 土地利用・住宅	(1)地域特性を活かした土地利用
あ		Wab - L 17	(2)良好な住宅の形成
*	ļ	4 道路•交通	(1)道路の整備促進 (2)公共交通機関の充実
		5 上水道・下水道	_ (1)公共下水道の整備充実
		1 生涯学習	(1)社会教育の推進 (2)スポーツ活動の充実
	第7章 心豊かな人が	- 14-	(3)社会教育施設の整備充実
	育つまち	2 人権	(1)人権の尊重 (2)男女共同参画の推進
		3 歴史・文化	(1)文化財の保護と活用
			(2) 芦屋歴史の里・芦屋釜の里の充実
		4 国際大法	(3)文化・芸術活動の充実
		4 国際交流 ——	(1)国際交流の推進

#### <計画の実現に向けて>

- ●職員の育成や資質向上を図ります
- ●広域連携を進めていきます
- ●健全で持続可能な行財政運営を行います ●競艇事業の売上向上や経営改善を進めます
  - ●柔軟で生産性の高い組織づくりをめざします

# 2 第5次芦屋町総合振興計画・後期基本計画策定経過

#### 第5次総合振興計画 後期基本計画策定のフロー

#### 前期計画の評価・課題の抽出、新規施策の現状把握

#### 〇若年層職員・係長職による庁内検討

- 各種施策における推進状況評価
- ・課題のとりまとめ
- 新規施策の現状把握

#### ステップ1

ステップ2

#### O住民と職員による意見集約

[住民側]

- ・コミュニティ活動状況調査(住民アンケート)
- 中学生アンケート

#### 〔職員側〕

職員アンケート



#### 後期計画の策定

#### O意見募集

- ・ステップ1で出された意見の集約
- 〇住民ワークショップなどの手法による住民意見の聴取

#### O職員プロジェクト等による検討

- ・係長職によるワーキングチーム
- ・課長職による検討会議

## O関係団体ヒアリング

- 〇各課ヒアリング
- 〇策定審議会による検討
- Oパブリックコメント
- Oとりまとめ

#### 66

## 主な住民参画の取り組み結果

	コミュニティ活動状況調査(住民アンケート)					
目的等	町の取り組みに対する住民のみなさんの満足度や重要度・意見を聞き、今後の町の取					
	り組みに反映させることを目的に、5年間で2回実施しています。					
実施期間	平成 27 年 1 月					
対 象	町内に居住する 20 歳以上の方 2,000 人					
回収率	45%					
概要等	・満足度が低い取り組み					
	「公共交通の利便性」「商店街の整備」					
	・重要度が高い取り組み					
	「防災対策」「地域医療」					
	・2年前から満足度が低下した取り組み					
	「商店街などの整備」「地域医療の充実」「公共交通」					
	・2年前から満足度が向上した取り組み					
	「地域コミュニティの活性化」「子育て支援」					

	中学生アンケート					
目的等	中学生が感じる芦屋町への意見や提案、「将来こんな町にしたい」といった未来への					
	提言をいただきました。まちづくりに関心を持ってもらうとともに、郷土心の醸成に					
	つなげようという目的もあります。					
実施期間	平成 27 年 6 月					
対 象	芦屋中学在学生徒 2,3年生 270 人					
回収率	100%					
概要等	・自分が町長になったらやりたい取り組み					
(A)	「学校の整備」「交通の利便性向上」「イベントづくり」「遊べる場所づくり」「店					
	を増やして商店街を活性化」					
	・まちに対する好感度 60%(非好感度 10%)					
	・芦屋町への永住希望					
	住み続けたい 25% 住み続けたくない 25% どちらともいえない 50%					

	住民ワークショップ(まちづくりワークショップ)						
目 的 等	「まちの宝探し」というテーマで、「変えたいところ(弱み)」「伸ばすべきところ(強						
	み)」について、4つのグループに分かれて意見を出し合いました。						
実施期間	平成 27 年 6 月 ~ 8 月 4 回						
参加者	公募や各種団体からの推薦等 25名						
ファシリ	役場職員 8名						
テーター							
概要等	・様々な業種・年代の方々に参加いただき、活発な意見交換があり、たくさんの具体						
	的な提案が出されました。						
	・参加された住民のみなさんからは「ワークショップは意見がだしやすかったため、						
	今後も積極的にやってもらいたい」「出された意見をひとつでも多く実行してもらい						
	たい」「様々な方々の意見を聞けたこと、顔見知りになれたことは有意義だった」な						
	どの感想をいただきました。						

	各種団体意見交換					
目的等	町内で様々な活動を行っている各種団体の代表の方に集まっていただき、団体活動の					
	視点から、「町と一緒に取り組みたい活動や取り組みができる活動」、「町の良いと					
	ころ・悪いところ」、「まちづくりへの提案」などをテーマに意見交換を行いました。					
実施期間	<b>一</b> 平成 27 年 9 月					
対 象	15 団体					
11.00	[産業振興] 商工会、観光協会、農事組合、遠賀漁業協同組合					
	[コミュニティ] 区長会、婦人会、老人クラブ連合会、文化協会、体育協会					
	国際交流協会					
	[教育・福祉] 社会福祉協議会、民生委員・児童委員協議会、四校PTA連絡					
	協議会、青少年健全育成町民会議、人権・同和教育研究協議会					
概要等	[共通する課題や意見]					
	・参加者の固定化、高齢化					
	・がんばっている人や団体等を評価する仕組みも必要					
	<ul><li>やりがいを感じてもらえるような取り組み(多少のインパクト)も必要</li></ul>					
	・町民が町のよいところを知らない。					
	・町のPRが重要					

	後期基本計画策定審議会			
目的等	これまでの取り組みの中から出された意見や提案をもとに、今後5年間にやるべき取			
	り組み等を議論しました。とくに、住民ワークショップの結果を中心に全体バランス			
	を考慮し、合意形成を図りました。			
実施期間	平成 27 年 9 月 ~ 平成 28 年 2 月			
開催回数	4回開催			
	・後期基本計画の目的、これまでの取り組みについての把握			
	・現状と課題を踏まえた後期基本計画の施策審議			
<ul><li>素案の審議</li></ul>				
<ul><li>パブリックコメントを踏まえた案のとりまとめ</li></ul>				

	パブリックコメント					
目的等	パブリックコメントとは、町の重要な計画を策定していく過程で、その目的や趣旨・					
	内容を住民の方に公表し、住民の方の意見を出していただく手続きのことです。					
	出された意見に対して町の考え方を回答するとともに、計画に反映できるものは素案					
	等を修正することで対応いたしました。					
実施期間	平成 27 年 12 月~平成 28 年 1 月 1 ケ月間					
実施方法	・町の広報に概要を掲載					
	・町のホームページに詳細版を掲載					
	・町内の各施設に素案(全文)とわかりやすくまとめた概要版を配置					
	・審議会委員が所属する各種団体、ワークショップや団体意見交換に参加いただいた					
	方が属する各種団体、中学生などに概要版を配布					

# 3 芦屋町総合振興計画審議会条例

○芦屋町総合振興計画審議会条例

昭和45年3月31日条例第10号

改正

昭和53年6月13日条例第51号 平成9年3月24日条例第3号 平成11年3月24日条例第3号 平成17年2月18日条例第2号 平成20年9月25日条例第33号

芦屋町総合振興計画審議会条例

(目的)

第1条 この条例は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第138条の4第3項の規定に基づき、芦屋町総合振興計画審議会の設置、組織及び運営に関し、必要な事項を定めることを目的とする。

(設置及び所掌事務)

(組織)

- 第3条 審議会は、委員20人以内をもつて組織する。
- 2 委員は、専門的知識を有する者及び町民の中から、町長が任命する。

(委員の任期)

第4条 委員の任期は、審議会の答申が終了するまでとする。ただし、任期中であつても委員が任命されたときの要件を欠くにいたつたときは、当該委員はその職を失うものとする。

(会長及び副会長)

- 第5条 審議会に会長及び副会長1人をおく。
- 2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。
- 3 会長は会務を総理し、審議会を代表する。
- 4 副会長は会長を補佐し、会長に事故があるとき、又は会長が欠けたときは、その職務を代理する。

(会議)

- 第6条 審議会の会議は、会長が招集する。
- 2 審議会の会議は、委員の半数以上が出席しなければ、会議を開くことができない。
- 3 審議会の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、会長の決するところによる。
- **第7条** 審議会の会議において、会長が必要と認めるときは、委員以外の者の出席を求め、その説明又は意見を聞くことができる。

(部会)

- 第8条 会長が所掌事務の専門的な調査及び審議の必要を認めたときは、審議会に部会をおくことができる。
- 2 部会は、会長の指名する委員をもつて組織し、部会長は部会委員の互選によつて定める。
- 3 部会長は、部務を掌理し、部会における調査及び審議の経過並びに結果を審議会の会議に報告しなければ ならない。
- 4 部会長に事故があるときは、部会に属する委員のうちから、あらかじめ部会長が指名した者が、その職務を代行する。
- 5 前各項に定めるもののほか、部会の運営に関して必要な事項は、部会長が会長の同意を得て定める。

(庶務)

第9条 審議会の庶務は、企画政策課において行う。

(委任)

第10条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、会長が審議会に諮つて定める。

附 則

この条例は、昭和45年4月1日から施行する。

附 則 (昭和53年6月13日条例第51号)

この条例は、昭和53年7月1日から施行する。

附 則 (平成9年3月24日条例第3号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成9年4月1日から施行する。

附 則 (平成11年3月24日条例第3号)

第1条 この条例は、平成11年4月1日から施行する。(後略)

附 則 (平成17年2月18日条例第2号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則 (平成20年9月25日条例第33号抄)

(施行期日)

1 この条例は、平成21年1月1日から施行する。(後略)

# 4 芦屋町総合振興計画審議会委員

[敬称略・順不同]

	氏 名	選出団体	備考
1	石川 智雄	区長会	会長
2	岩本 浩	住民参画推進会議	
3	仁田原 真穂	婦人会	
4	伊藤 亜希子	教育委員会	
5	安部 知彦	社会福祉協議会	
6	石松 貢	老人クラブ連合会	
7	浅井 陽子	子ども・子育て会議	
8	木原 保則	農業委員会	
9	中西 隆雄	漁業協同組合	
10	野添 光弘	観光協会	副会長
11	黒山 敏治	商工会	
12	藤崎 英毅	都市計画審議会	
13	川上 登美江	行政改革推進委員会	
14	内海 猛年	芦屋町議会	
15	貝掛 俊之	芦屋町議会	
16	田中信代	芦屋町男女共同参画審議会	
17	新郷 綾子	一般公募	